（仮称）千代田区共育推進計画
【素 案】

千代田区教育委員会

目　　次

１　はじめに　……1
２　基本理念　……4
３　めざす子ども達の姿　……5
４　計画期間　……5
５　共育大綱及び共育ビジョンに基づく共育推進施策　……6
（１）共育推進計画体系図
（２）共育推進計画
目標１　子育てが楽しいと思えるまちにする
目標２　子どもが安全・安心に暮らせるまちにする
目標３　子どもがのびのびと遊べるまちにする
目標４　子育てにかかる経済的負担を軽減させ等しく良質な教育を受ける権利を保障する
目標５　保育園の待機児童をなくす
目標６　保育の質を高める
目標７　学童クラブの待機児童ゼロの堅持と放課後活動を充実させる
目標８　児童虐待のないまちをつくる
目標９　発達に不安のある子どもへの支援を充実させる
目標１０　家庭・地域・学校が連携・協力して子どもを育む
目標１１　思いやりの心、豊かな心を育てる
目標１２　いじめのない学校（園）にする
目標１３　各校（園）の特色ある教育活動を進める　【目標３０に再掲】
目標１４　質の高い初等教育を維持・向上させる（８校８園体制の堅持）
目標１５　中等教育の魅力を向上させる
目標１６　各校・園の連携を進める
目標１７　不登校の子どもをなくす
目標１８　特別な配慮が必要な子どもへの支援を進める
目標１９　健全な食生活を実践することができる力を育てる
目標２０　子どもに関わる教職員の資質を向上させる
目標２１　今日的な教育課題に対応した質の高い教育施設の整備を進める
目標２２　ＩＣＴを教育の様々な場面で活用する
目標２３　基礎・基本を着実に定着させる
目標２４　子どもの運動能力を向上させる
目標２５　グローバル化を見据えた国際社会で活躍できる人材を育てる
目標２６　2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める　【目標３１に再掲】
目標２７　社会の変化に対応できる思考力・判断力を身に付けさせる
目標２８　情報に関する正しい知識を身に付けさせる

目標２９　子どもの読書活動を活性化させる
目標３０　各校（園）の特色ある教育活動を進める　【目標１３の再掲】
目標３１　2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める　【目標２６の再掲】

1　はじめに

■子ども・子育て支援の課題

現在、我が国においては、少子化の急速な進行や保護者の就労形態の変化など、子どもと家庭、地域の子育てをめぐる環境の変化が指摘され、一部の区市では、保育園や学童保育における待機児童の発生が大きな問題となっています。

また、学校教育においても、少子化による教育環境の変化の他にも、グローバル化の進展やＩＣＴの発達により子ども達を取り巻く環境は変わり続けており、こうした変化の激しい社会の中で生き抜く力を身につけた子ども達を育てていくことが求められています。

本区においては近年、子育て世帯が増加傾向にあり、乳幼児人口の増加による保育需要は、予想を上回るペースで増大しています。また、年少人口の増加が学校施設をはじめとする教育環境に及ぼす影響に対しても計画的に対処していく必要があります。

しかしながら長期的な目で見れば、全国的な少子化の影響は本区においても避けられず、長期的な少子化傾向を見据えたうえで、目前の子どもの増加に対応していかなければなりません。

このような子どもと子育てを巡る環境の変化に対応した、地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子育てをしやすい地域社会づくりを行い、次の世代を担う子ども達が健全に成長できる社会をめざしていく必要があります。

■これまでの取組

本区では、明日の社会を担う子ども達の育成は社会全体で支援することが不可欠であるとの認識のもと、次世代育成支援を区政運営の基本的な柱の一つにとらえ、子どもを産み育てたいと願う人々が安心して出産し、喜びや楽しみを味わいながらゆとりを持って子育てをすることのできる地域社会づくりに取り組んできました。

平成 17 年に「千代田区次世代育成支援行動計画」、平成 22 年に「千代田区次世代育成支援行動計画（後期）」を策定し、保育園、こども園、幼稚園、学童クラブなどの充実に加え、母子保健、教育などの充実も図ってきました。

第一に、幼稚園と保育園に関する国の縦割り行政が行われる中、従来の幼稚園や保育園といった枠組みにとらわれない新たな乳幼児育成施設である「こども園」を創設しました。こども園は、地域の子どもが年齢や保護者の就労形態で区別されることなく、同じ内容の育成課程を受けられるようにしました。その後、本区におけるこの先進的な取組が国をも動かし、平成 18 年 10 月、新法に基づく「認定こども園制度」が設けられたところです。

第二に、保育園の待機児童ゼロを堅持するとともに、放課後児童健全育成事業の充実やアフタースクール事業の充実により、学童クラブの待機児童ゼロにも取り組

んできました。

第三に、児童手当制度をさらに拡充した区独自の次世代育成手当の支給、乳幼児医療費助成をさらに拡充した区独自のこども医療費助成、中小企業における仕事と子育ての両立支援を推進するための中小企業従業員への仕事と育児支援助成、育児・介護休業者職場復帰支援、次世代育成支援行動計画策定奨励金の交付にも取り組んできました。

第四に、本区は、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、「こども・教育部」を創設しました。これにより、国の「厚生労働省」と「文部科学省」といった縦割り組織に倣うことなく、０歳から 18 歳までを見通した統一的・効率的・効果的な次世代育成支援施策の展開が可能となりました。

第五に、これらの施策の着実な推進を図るため、「子育て施策の財源の確保に関する条例」を制定し、子育て環境の整備・充実のための新規・拡充施策に要する経費に充ててきました。平成 27 年度からは子ども・子育て支援事業基金を設置し、引き続き子どもを安心して育てることができる環境整備に必要な財源の確保に努めています。

また、平成 22 年４月には「千代田区共育マスタープラン」を策定し、「共育」を次世代育成支援及び教育振興の基本理念とすることとしました。「千代田区共育マスタープラン」は、教育基本法に基づく千代田区としての「教育振興基本計画」を包含するものともされています。

■子ども・子育て支援新制度

平成 24 年８月、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連３法が成立し、平成 27 年４月から新たな子ども・子育て支援制度が始まりました。新制度においては、区市町村は「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなり、また、次世代育成支援行動計画の根拠法であった次世代育成支援対策推進法は、10 年間延長されることとなりました。

■「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」の制定

子ども・子育て支援新制度のスタートにあたり、本区においては、新たに「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定しました。

この条例は、現実には、認証保育所等の認可外施設も、子ども・子育て支援施策のなかで重要な役割を果たしていることに鑑み、区が関与する認可外施設を子ども・子育て支援のための施設として明確に位置づけると同時に、これらについても、認可施設と同等の教育・保育が提供されるべく、その質的改善が図られるよう区として支援していくことを明らかにしたものです。

この条例の趣旨に従い、本区では、区立と私立、認可保育所と認証保育所、こども園と幼稚園、幼保一体施設など、その形態や実施主体の違いにかかわらず、区が関与する未就学児に対するすべての教育・保育施設について、等しく良好な子育て環境が確保できるよう努めていきます。

■「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」の策定

平成 27 年度から施行された改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、地方公共団体の長は、教育等に関する総合的な施策の大綱を定めることとされました。本区においては、「千代田区共育マスタープラン」で示された「共育」の考え方を基本理念として今後も引き続き発展させるとともに、子どもの健やかに育つ権利の実現と、0歳から 18 歳までを見通した次世代育成支援及び教育振興施策を進めていくことをあらためて確認し、「千代田区共育大綱」を策定しました。

また、教育委員会においても「千代田区共育マスタープラン」に代わり、本区の次世代育成支援施策及び教育振興施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育大綱」に合わせ、「千代田区共育ビジョン」を策定しました。

■区民のニーズに確実にこたえるために

新たに定められた「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」で示された方針に基づき、次世代育成支援施策及び教育振興施策を計画的に推進することができるよう「千代田区共育推進計画」を策定します。また、「千代田区共育推進計画」は、次世代育成支援施策の基本計画と、教育基本法に基づく千代田区の教育振興基本計画の性格を併せ持つものです。

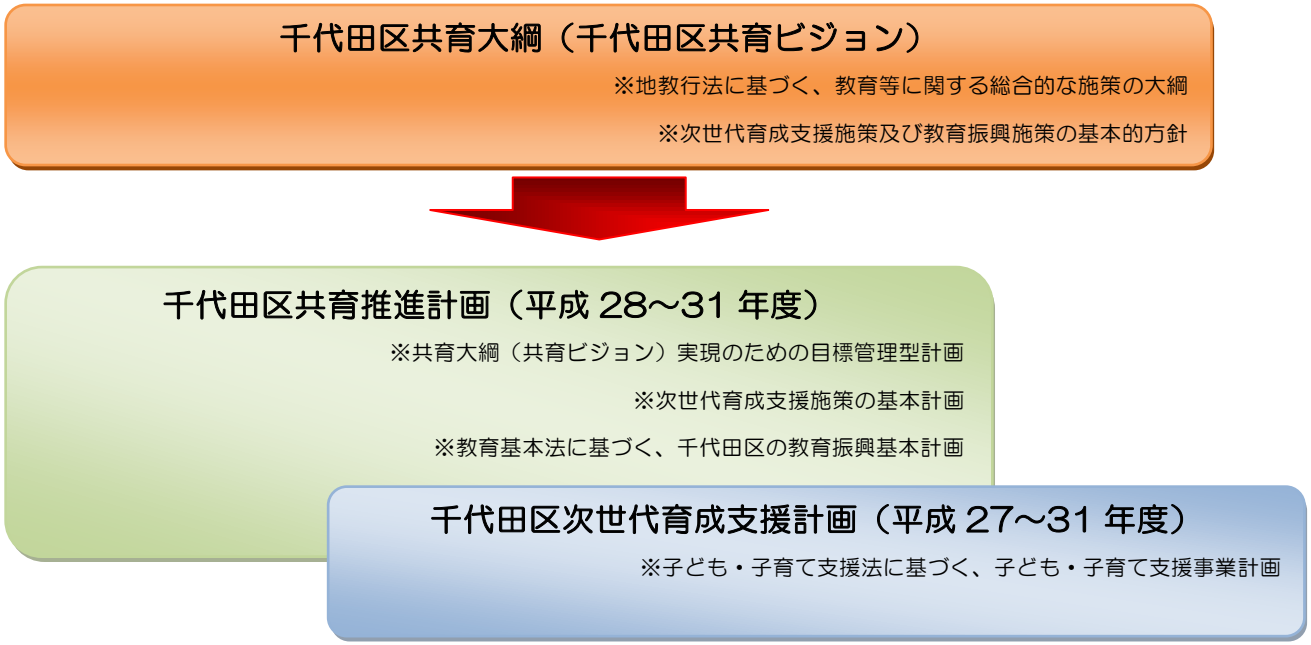

＊「共育」とは、「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等が共に一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくという考え方です。

2　基本理念

本区では、平成 28 年３月に、区の次世代育成支援施策及び教育振興施策の基本的な方針を定めるものとして、「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」を策定し、「千代田区共育マスタープラン」で示された「共育」を、引き続き次世代育成支援及び教育振興の基本理念とすることを確認しました。

■「共育」を基本理念とする地域社会の実現

「共育」とは、すべての者が様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いを理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等が共に一体となって子どもを育て、また、自らも育っていくことです。

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にあります。保護者は子育てにおける家庭の責任を十分に自覚し、子どもとの深い信頼関係のもと、常に「子どもの最善の利益」を考え、子育てを通じて子どもと共に成長することが期待されます。

また、学校（園）が子どもにも教員にも楽しい学びの場となり、子ども達も教員も、また学校（園）そのものも、共に成長できるようにする必要があります。

地域社会を構成する様々な住民、団体、企業等が、子どもや子育てをする家庭を支援していくことも必要です。

■子どもの健やかに育つ権利の実現

子どもが「健やかに育つ」ことは、自分らしく生きる自立意識（自立性・個性）と他者との共生意識（共同性・社会性）を育むことです。子ども同士が様々な場でぶつかり合い、協力し合い学び合うことで、「個性」と「社会性」が共に育ちます。多様な子ども達の存在を受け入れ、すべての子どもの健やかに育つ権利の実現をめざします。次世代育成支援及び教育にあたっては、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの生きる権利等を尊重します。また、インクルーシブ教育（人間の多様性を尊重し、障がいのある者と障がいのない者が可能な限り一緒に学ぶことができるよう配慮すること）を推進していきます。

■０歳から 18 歳までの連続した教育・子育て支援

本区では、幼稚園と保育園を一元化した千代田区独自の「こども園」の創設など、子育てと教育の壁を取り払った施策の推進に取り組んできました。

また、子育て支援を担当する部門と教育を担当する部門を統合し、教育委員会において、０歳から 18 歳までを見通した統一的、効率的、効果的な次世代育成支援施策及び教育振興施策に取り組んできました。

今後とも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う乳幼児期から、学校教育期までを見通した次世代育成支援及び教育を実施していく必要があります。

3 めざす子ども達の姿

「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」では、未来を担う千代田区の子どもの姿を示しています。

■人と人とのつながりの中で生きる

◎周囲に流されず、自己の信念に従って行動ができる人
◎感性を磨き、思いやりや慈しみの心をもつ人
◎社会性を重んじ、多様性を受容することのできる人
◎自国の文化や地域に誇りをもつ人
◎一人だけでなく周囲の人と共に豊かになっていくことのできる人

■自分自身と向き合う

◎自己肯定感や自尊感情を持つ人
◎失敗を恐れず忍耐力をもって様々な課題に意欲的に取り組むことのできる人

■新しい時代を生き抜く

◎高い志をもって現実と向かい合うことのできる人
◎理想の実現に向けて、未知の課題を自ら発見し、解決することによって、新たな価値を創造する人
◎必要な知識、技能を習得し、それをもとに思考力・判断力表現力等の向上に努力する人
◎他者と協働しながら自らの考えを実行することのできる人

4 計画期間

計画期間は、平成 28 年度～平成 31 年度までの４年間とします。

5　共育大綱及び共育ビジョンに基づく共育推進施策

「千代田区共育大綱」及び「千代田区共育ビジョン」では、「共育」の理念に基づいて地域全体で子ども達を見守っていき、めざす子ども達の姿を実現できるよう、施策の基本的方向性を定めました。この基本的方向性に従い、次世代育成支援施策及び教育振興施策を計画的に推進していきます。

■基本的方向性１　家庭と地域、学校（園）の共育力を向上させる

家庭教育を基本に、家庭と地域、学校（園）が一体となって協力し、子ども達が基本的生活習慣と社会性を身に付け、心身の調和のとれた発達を図れるようにします。

■基本的方向性２　人権尊重の精神、豊かな人間性、思いやりの心を育む

大人も子どもも、共に人権尊重の理念について学び、豊かな人間性と他者を思いやることができる心を育て、人との関係をよりよく築く力を身に付けられるようにします。

■基本的方向性３　学校（園）を楽しい学びの場にする

学校（園）が、子どもにも教員にも楽しい学びの場となり、様々な子ども達を包み込み、子ども達も教員も共に成長できるようにします。

■基本的方向性４　これからの社会を生き抜く力を身につける

子ども達が、大きく変化していくこれからの社会において、未知の課題と立ち向かい、新たな価値を創造する担い手となることができるよう、必要となる基礎的な知識、技能、思考力、判断力、表現力、体力その他の能力や、人間ならではの創造的な活動ができる感性を身につけられるようにします。

■基本的方向性５　伝統文化を尊重し新たな文化を創造する

「教育と文化のまち千代田区宣言」に基づき、大人から子どもまで文化に親しめる、自立的で文化の香り高いまちをめざします。日本の歴史や伝統文化についての理解を深め、日本や自分達が住む地域に愛着や誇りをもてるようにするとともに、新しい文化の創造を支援します。

（１）共育推進計画体系図

１　家庭と地域、学校（園）の共育力を向上させる

- 目標　１　子育てが楽しいと思えるまちにする
- 目標　２　子どもが安全・安心に暮らせるまちにする
- 目標　３　子どもがのびのびと遊べるまちにする
- 目標　４　子育てにかかる経済的負担を軽減させ等しく良質な教育を受ける権利を保障する
- 目標　５　保育園の待機児童をなくす
- 目標　６　保育の質を高める
- 目標　７　学童クラブの待機児童ゼロの堅持と放課後活動を充実させる
- 目標　８　児童虐待のないまちをつくる
- 目標　９　発達に不安のある子どもへの支援を充実させる
- 目標　10　家庭・地域・学校が連携・協力して子どもを育む

２　人権尊重の精神、豊かな人間性、思いやりの心を育む

- 目標　11　思いやりの心、豊かな心を育てる
- 目標　12　いじめのない学校（園）にする

３　学校（園）を楽しい学びの場にする

- 目標　13　各校（園）の特色ある教育活動を進める【目標30に再掲】
- 目標　14　質の高い初等教育を維持・向上させる（８校８園体制の堅持）
- 目標　15　中等教育の魅力を向上させる
- 目標　16　各校・園の連携を進める
- 目標　17　不登校の子どもをなくす
- 目標　18　特別な配慮が必要な子どもへの支援を進める
- 目標　19　健全な食生活を実践することができる力を育てる
- 目標　20　子どもに関わる教職員の資質を向上させる
- 目標　21　今日的な教育課題に対応した質の高い教育施設の整備を進める
- 目標　22　ＩＣＴを教育の様々な場面で活用する

４　これからの社会を生き抜く力を身につける

- 目標　23　基礎・基本を着実に定着させる
- 目標　24　子どもの運動能力を向上させる
- 目標　25　グローバル化を見据えた国際社会で活躍できる人材を育てる
- 目標　26　2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める【目標31に再掲】
- 目標　27　社会の変化に対応できる思考力・判断力を身に付けさせる
- 目標　28　情報に関する正しい知識を身に付けさせる
- 目標　29　子どもの読書活動を活性化させる

５　伝統文化を尊重し新たな文化を創造する

- 目標　30　各校（園）の特色ある教育活動を進める【目標13の再掲】
- 目標　31　2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める【目標26の再掲】

（2）共育推進計画

目標　1　　子育てが楽しいと思えるまちにする

子ども人口の急増にともない、千代田区に地縁・血縁がなく、子育ての様々な悩みや不安を抱える子育て世代が増えています。
いつでも気軽に相談できる場と機会を確保するとともに、妊娠・出産期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制を構築し、子育てが楽しいと思えるまちづくりを推進していく必要があります。

現状と課題

① 核家族化の進行や、近所づきあいが疎遠となり、相談相手がいないため子育てに関する情報を得る機会が減少し、一人で子育てに悩む保護者が増えています。

② 自宅で子育てをする家庭が孤立しないよう、気軽に子育てひろば等に参加できるようにするとともに、授乳やおむつ替えができる場所を整備する必要があります。

③ 妊娠期から子育て期に至るまでの各世帯のニーズに基づく情報提供や相談支援、必要なサービスを円滑に利用できるきめ細やかな支援体制の構築が求められています。

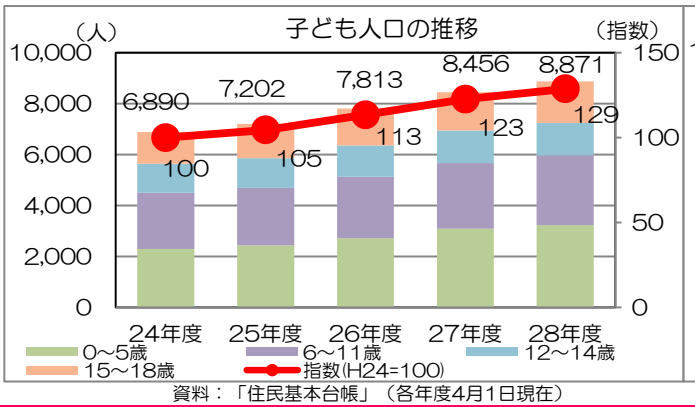

資料：「住民基本台帳」（各年度4月1日現在）

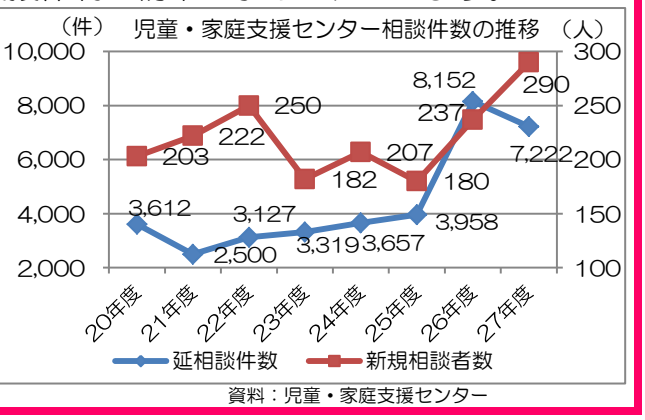

資料：児童・家庭支援センター

施策の方向

① 子育てに悩む保護者からの相談に応じて、教育・保育施設の案内や子育て支援事業の情報提供など、家庭の状況にあわせた寄り添い型の相談・助言を行います。

② 保護者のニーズに即した事業を展開していくことにより、児童館等の子育てひろばを、乳幼児を育てる保護者が気軽に立ち寄ることができる施設としていきます。

③ 「子育て世代包括支援センター」の設置を視野に入れ、関係機関との連携・協力体制の構築を検討していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
子育てが楽しいと思う保護者の割合	96% （平成26年度）	97% （平成31年度）	区調査（子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査）

一人で子育てに悩む保護者を減らし、子育てが楽しいと思う保護者の割合を増加させることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　２　　子どもが安全・安心に暮らせるまちにする

千代田区内における犯罪や交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、依然として一定数の事件・事故が発生しています。また、ＳＮＳ（※）等、情報通信技術の進歩による新たな課題も出現しています。地域全体で犯罪や事故から子どもを守る、安全・安心な地域社会を構築していく必要があります。

※ソーシャル・ネットワーキング・サービス：人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス

現状と課題

① 犯罪や交通事故から子ども達を守り、地域社会全体で子ども達が安心して過ごすことができる環境づくりを強化していくことが求められています。

② セーフティ教室は小・中・中等教育学校で年１回以上実施するとともに、薬物乱用防止や情報モラル教育にも取り組み、子ども自身が身の守り方を学ぶ必要があります。

③ ＳＮＳを利用した事件事故等、新たな課題にも適切に対応していく必要があります。

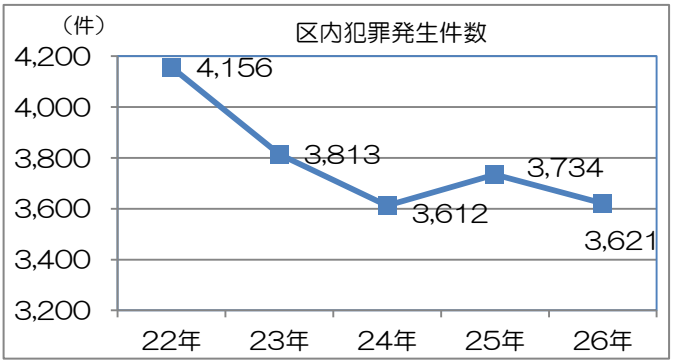

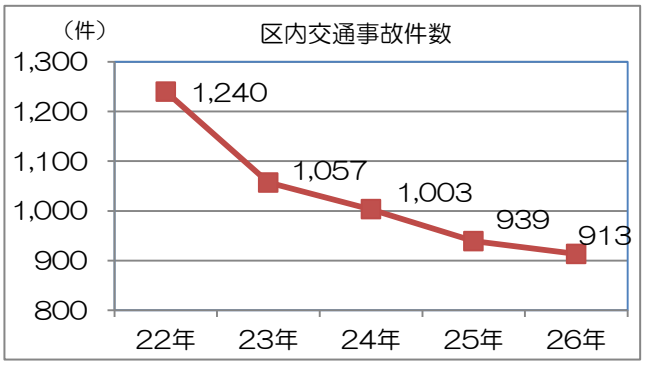

資料：「行政基礎資料集」

施策の方向

① 防犯カメラの設置等、通学路を中心とした安全確保の取組を強化するとともに、まちかど見守り隊やこども110番の家等、地域全体での子どもの見守り活動を支援します。

② 犯罪に巻き込まれないための身の守り方を子ども達に教えるため、セーフティ教室の開催や子どもへの暴力防止講習会（ＣＡＰ）などを実施していきます。

③ ＳＮＳルールの策定などにより、新たな課題にも積極的に対応していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
「安全・安心なまち」と思う人の割合	64% （平成26年度）	70% （平成31年度）	世論調査

地域全体で子どもを見守る活動を活性化させ、子どもが犯罪被害や事故にあわない「安全・安心なまち」と思う人の割合を増加させることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　３　　子どもがのびのびと遊べるまちにする

都心にあって子どもが自由に遊べる空間が少ない千代田区において、平成25年4月に施行した「子どもの遊び場に関する基本条例」に基づき、子どもの成長過程における外遊びの重要性を踏まえ、子どもがのびのびと外遊びができる場の確保を推進します。あわせて、放課後の子ども達の居場所を確保する取組の中でも、学びと共に遊びの機会を積極的に提供していきます。

現状と課題

① 子どもが自由に外遊びができる場が少ない本区にあって、子どもの運動能力の低下が懸念されています。

② 貴重な外遊びの場である公園等においても、様々な制約のもとで活動しなければならない実態があります。

③ 学校施設の有効活用による子どもの放課後の居場所づくり事業の推進により、安全・安心な子どもの遊び場を確保していく必要があります。

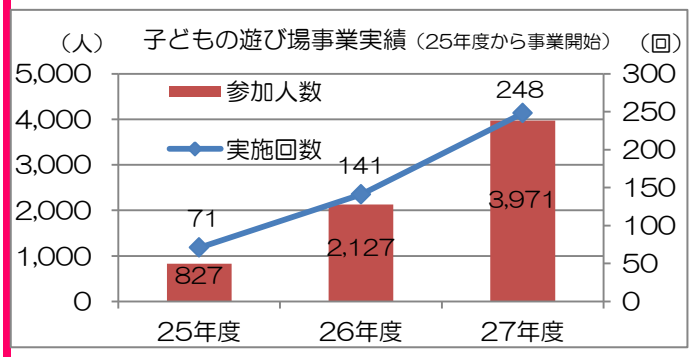

資料：子ども総務課

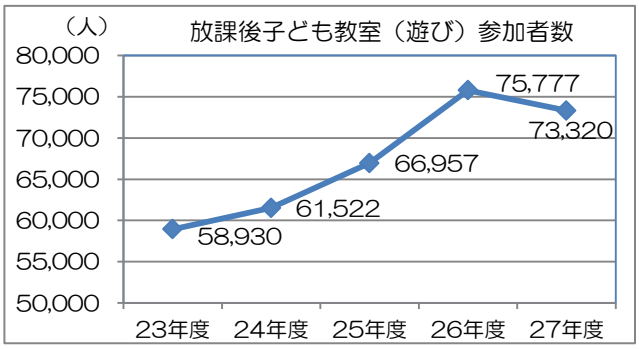

資料：児童・家庭支援センター

施策の方向

① 公園等を活用した、ボール遊びなどが自由にできる「子どもの遊び場事業」を推進するなど、子どもが外遊びの楽しさを知ることができる機会の提供に努めます。

② 公園等を安全・安心な子どもの遊び場として整備していくとともに、遊休地の活用などにより子どもがのびのびと遊べる場の整備に取り組みます。

③ 学校施設を活用し、子ども達が小学校内で学び、遊び、体験活動ができる「放課後子ども教室」事業を推進します。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
子どもの遊び場数	7か所 （平成27年度）	8か所※ （平成29年度）	区調査（事業実績） ※小学校区に１か所

子どもが普段、公園ではできないボール遊びなどの外遊びができる遊び場を、８つの小学校の学区域ごとに１か所ずつ確保することを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　4　子育てにかかる経済的負担を軽減させ等しく良質な教育を受ける権利を保障する

国民生活基礎調査によると、平成24年の我が国の「子どもの貧困率」（17歳以下）は16.3%となっています。子育てにかかる負担は様々ですが、子育てが過度の経済的な負担となったり、家庭の経済状況の差が子どもの学力や最終学歴に影響を及ぼし、ひいては就職後の雇用形態にも影響を与え、貧困の連鎖が続いたりすることがないよう、子ども達に等しく良質な教育・保育を受ける機会を保障していく必要があります。

現状と課題

① 本区では、妊娠時から高校生相当年齢（0歳から18歳）までの子育て世代に対する所得制限なしの次世代育成手当、医療費の一部負担金の助成を行っています。

② 義務教育は無償となっていますが、給食費や一部の教材費の徴収を行っており、過度な保護者負担とならないよう、私費負担の在り方を検討していく必要があります。

③ 本区の就学援助費は23区でも高い水準にありますが、我が国の高等教育への公的給付は諸外国に比べ低いとされており、給付型奨学金制度について検討する必要があります。

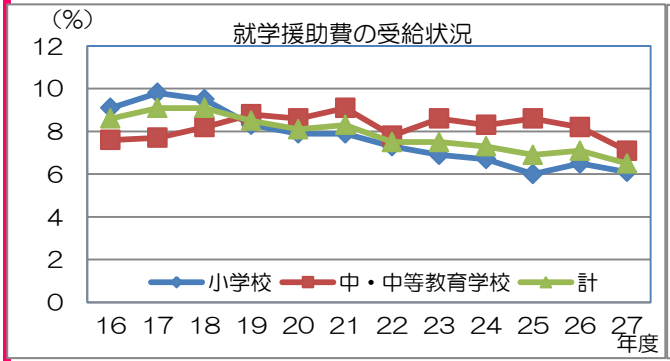

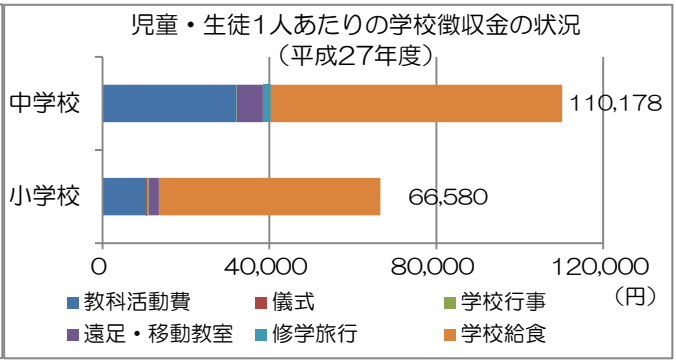

資料：学務課

施策の方向

① 次世代育成手当の支給や医療費の一部負担金の助成など、引き続き0歳から18歳までの子どものいる子育て世帯に対する経済的支援を行います。

② 学校徴収金の大半を占める給食費については、食材料費の価格動向等に留意しながら、適正な負担となるよう検討します。

③ 本区独自の給付型奨学金制度について、国や他の自治体等の動向を見極めながら、導入の可否も含めて検討を進めていきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
―	―	―	―

私費負担の在り方や給付型奨学金制度についての検討を行うこととし、具体的な施策の進捗度を測るものさしは設定しないこととしました。

目標　５　　保育園の待機児童をなくす

千代田区では、23区で唯一、保育園の待機児童ゼロ（厚生労働省基準）を達成してきました。しかし、０～５歳の乳幼児人口の急増により、待機児童発生の懸念が高まっています。仕事と子育ての両立を支援するとともに、子どもを産み育てやすいまちの実現をめざし、計画的な保育供給に取り組み、保護者の希望どおりに自宅から最寄りの保育園に入園できるよう努めます。

現状と課題

① 子育て世代の転入増加など社会経済情勢の変化により、０～５歳の乳幼児人口が急増し、保育需要の増加が見込まれます。

② 特に、特定の保育園の入園を希望される保護者（特定園留保者）の解消や、兄弟姉妹が別々の保育園とならないよう対策を強化していく必要があります。

③ 今後の０～５歳の乳幼児人口の動向を見据えた、計画的な保育供給に取り組んでいく必要があります。

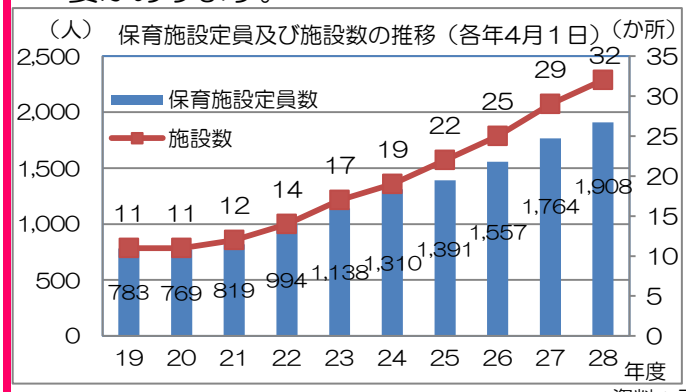

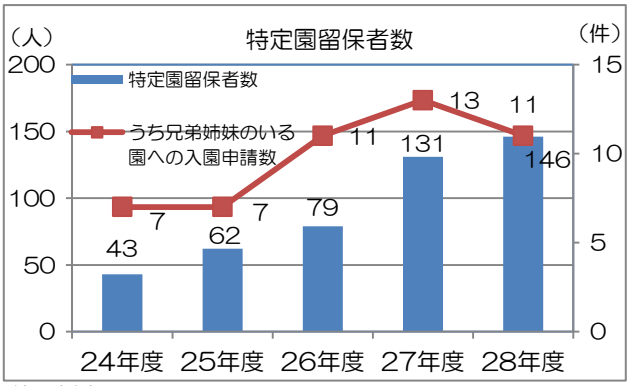

資料：子ども支援課

施策の方向

① 次世代育成支援計画の着実な推進と、０～５歳児の乳幼児人口の的確な推計に基づく、計画的な保育供給を推進します。

② 兄弟姉妹が同じ保育園に通えるよう、特定園留保の解消をめざし、適切な場所に、適正な保育供給を推進します。

③ 保育園の待機児童ゼロ継続のための保育所等の誘致をはじめ、保護者のニーズに即した子育て支援サービスを展開し、子どもを産み育てやすいまちづくりを推進します。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
待機児童数（厚生労働省基準）	０人 （平成28年４月）	０人 （平成31年４月）	区調査 （事業実績）
特定園留保のうち、兄弟姉妹のいる園への入園申請数	11件 （平成28年４月）	０件 （平成31年４月）	区調査 （事業実績）

必要な時に、自宅から最寄りの保育園等に入園できることが理想ですが、喫緊の課題として、厚生労働省基準の待機児童ゼロの堅持と、兄弟姉妹が別々の保育園となることの解消を施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　６　　保育の質を高める

千代田区では、平成26年12月に、全ての子どもの最善の利益が実現され、子どもを産み育てることに優しく、子どもが健やかに育成される環境を確保するため、「子どもが健やかに育つための環境の確保に関する条例」を制定しました。公立・私立の別なく、子どもの発達や学びの連続性を考慮して、等しく良好な子育て環境を享受できるよう保護者や事業者に対して支援します。

現状と課題

① 子育て世代の転入増加など社会経済情勢の変化により、急激に保育需要が増加しており、私立認可保育所等を新設していますが、園庭のない保育所等が増えています。

② 私立認可保育所や認証保育所などでも、区立保育園・幼稚園と同水準の保育の質を確保する必要があります。

③ 保育士の離職率が高い現状を踏まえ、処遇改善支援を行うことで、離職の防止、勤続年数の延長を図り、保育の質を確保することが必要です。

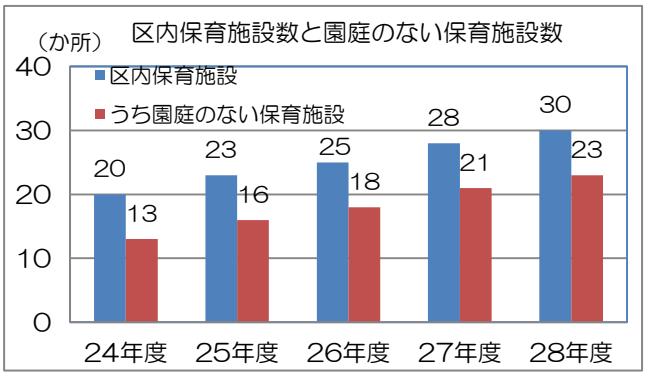

資料：子ども支援課

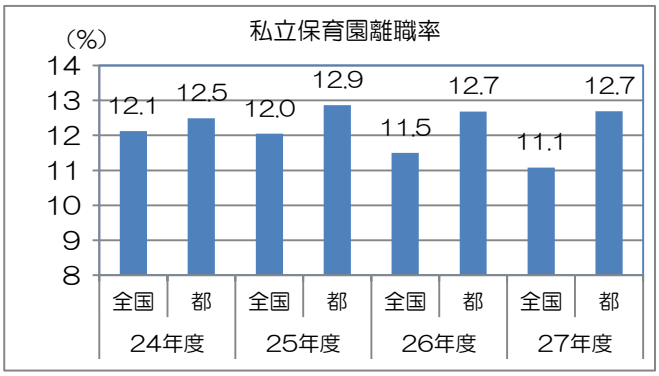

資料：厚生労働省「社会福祉施設等調査」

施策の方向

① 園庭のない私立保育所等が代替園庭として利用している公園や戸外活動先の児童遊園を、園児達が安心して安全に遊ぶことができるよう整備します。

② 保育所等の運営が適正に行われているか指導・監査し、私立保育所への専門家による巡回指導を強化するとともに、公立・私立保育所連携の保育士対象研修を実施します。

③ 保育士等が保育の専門性を高めながら、やりがいを持って働くことができるよう、保育士の処遇改善に取り組み、保育サービスの質の向上を図ります。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
代替園庭として利用している公園等の整備数	1か所 （平成27年度）	17か所 （平成31年度）	区調査 （事業実績）
現在利用している保育・教育サービスに満足している保護者の割合	82% （平成26年度）	86% （平成31年度）	区調査（子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査）

多様な保育・教育サービスが提供され、また園庭のない保育所等が増えている現状を踏まえ、代替園庭として利用している17公園等の整備と、現在利用している保育・教育サービスの保護者満足度を高めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　７　　学童クラブの待機児童ゼロの堅持と放課後活動を充実させる

千代田区では、放課後の子どもの安全で健やかな活動場所を確保するため、児童館、区立小学校等で学童クラブを運営し、待機児童ゼロを堅持しています。また、区立小学校全校で放課後子ども教室を実施しています。しかし、今後も児童人口の増加が見込まれ、学童クラブの定員拡大と放課後子ども教室のさらなる充実等、総合的な放課後対策に取り組んでいく必要があります。

現状と課題

① 子育て世代の転入増加など社会経済情勢の変化により、学童クラブ入会希望者の増加が見込まれます。

② 特に、学校内学童クラブの需要が高く、運営可能な施設・設備の活用など、定員増に向けた取組を強化していく必要があります。

③ 学校教育と学童クラブや放課後子ども教室などの放課後対策を総合的に行い、子どもの健やかな成長を支援していく必要があります。

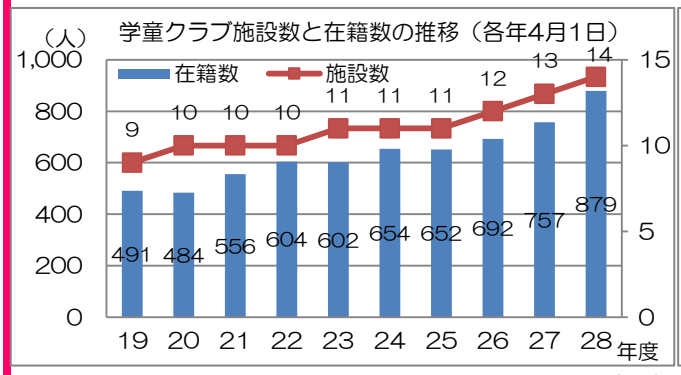

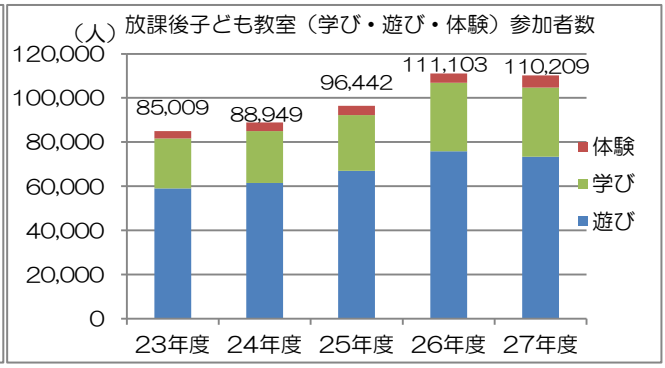

資料：児童・家庭支援センター

施策の方向

① 学童クラブの定員拡大に取り組むとともに、学校内学童クラブの定員拡大を図るため、学校施設のさらなる有効活用を図ります。

② 学童クラブでは、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、子どもの健全な成長を育み、適切な遊び及び生活の場を提供します。

③ 学童クラブと放課後子ども教室を有機的に一体化し、学校教育との連携を強化した総合的な放課後対策に取り組み、子ども達の豊かな情操を育みます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
学童クラブ待機児童数	0人 （平成27年４月）	0人 （平成31年４月）	区調査 （事業実績）

学童クラブ入会希望者の増加が見込まれることから、計画的な学童クラブ定員の拡充に取り組み、学童クラブの待機児童ゼロを堅持することを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　８　　児童虐待のないまちをつくる

　核家族化の進行など家族形態の変化等により、子育てに悩み、戸惑う世帯が増えています。とりわけ、児童虐待に関する相談件数が急増しており、適切な支援やショートステイなどのサービスの提供を行い、児童虐待の未然防止を徹底するとともに、重篤な児童虐待事例が生じないように、関係機関との連携を図り、取組を強化していく必要があります。
　また、児童相談所の早期開設に向け、準備を進めていきます。

現状と課題

① 重篤な事例こそ発生していませんが、虐待ケースを中心に相談件数が急増し、児童相談所に一時保護される事例が増えています。

② 核家族化の進行に伴う相談相手の不在などにより、保護者が育児に対する知識を習得する機会が得難くなってきており、育児不安が深まっています。

③ 関係機関と連携した要保護児童のケア、保護者への指導等により、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組んでいく必要があります。

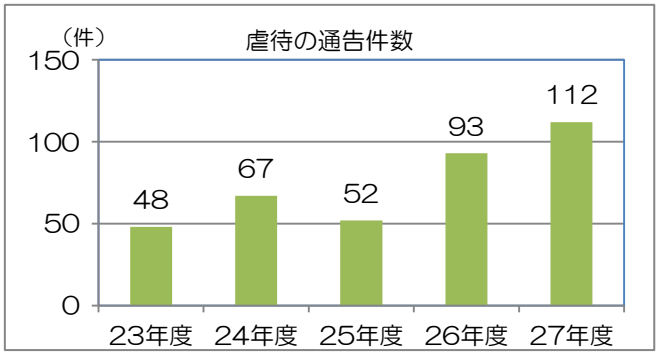

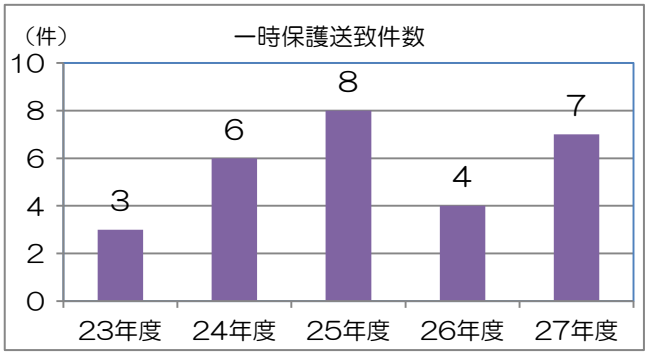

資料：児童・家庭支援センター

施策の方向

① 個々の相談事案に対し、適切なサービスの提供や助言等を行い、子どもの健やかな成長や家庭の安定を支援します。

② 子育てについて相談する人がいないなどの育児不安の解消や、怒鳴ったり、叩いたりせずに子どもを育てる技術を学ぶ機会の提供など、子育て支援の充実に取り組みます。

③ 児童相談所の早期開設をめざし準備に取り組むとともに、関係機関との情報共有を行い、児童が安全に暮らせる環境を整えます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
重篤な虐待事例の発生状況	０人 （平成27年度）	０人 （平成31年度）	区調査 （事業実績）

　児童虐待は、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうるとの認識のもと、児童虐待の未然防止、早期発見に取り組むことで、重篤な虐待事例の発生ゼロを堅持することを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　９　　発達に不安のある子どもへの支援を充実させる

　発達障害など、特別な支援が必要な子どもについて早期発見を促し、早期からの専門的な療育支援・指導へとつなげるとともに、一人一人の支援の道筋を明らかにして、継続的な支援を推進します。
　あわせて、発達に課題のある子どもが増えている現状を踏まえて、子ども発達センターの増設を検討します。

現状と課題

① 発達障害など特別な支援が必要な子どもには、障害や発達の課題を早期に発見し、支援・指導を開始するとともに継続的な支援を行うことが大切です。

② 平成24年12月に開設した子ども発達センターでは、発達についての相談に応じるとともに、専門的な療育指導を行っていますが、利用登録者数が大幅に増加しています。

③ 発達障害などの子どもが、民間の医療機関や専門機関で療育を受ける経費は、子育て家庭の経済的負担となっています。

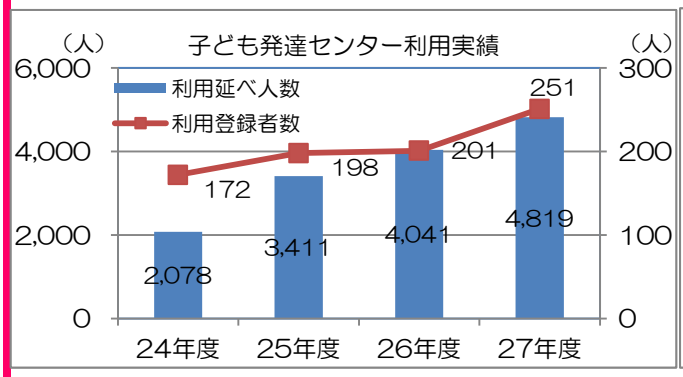

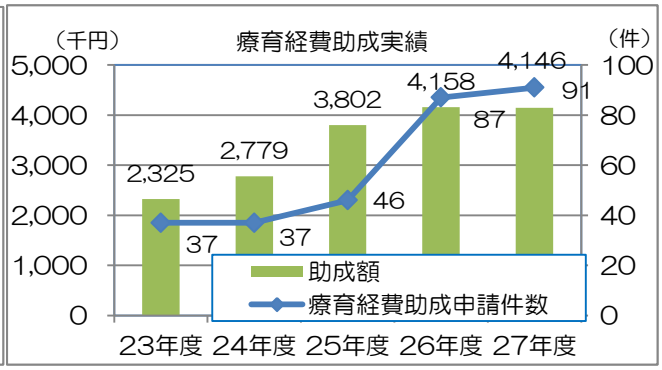

資料：児童・家庭支援センター

施策の方向

① 保健所で行う健康診査から就園・就学・就労まで一貫した支援体制を構築し、子どもの発達課題の早期発見とともに発達段階に応じた継続的かつ一元的な支援を行います。

② 開設以降利用者が増加している子ども発達センターについては、定員や対象年齢等の拡大を検討し、増設を進めます。

③ 発達障害等がある子どもが専門機関で相談・検査・療育支援を受けた際の経費を助成することで、心身の発達を支援するとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減します。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
子ども発達センター（さくらキッズ）の利用者満足度	―	80% （平成31年度）	事業評価

　障害や発達の課題を早期に発見し、支援・指導を開始することで、子ども発達センター（さくらキッズ）の利用者満足度を高めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　10　　家庭・地域・学校が連携・協力して子どもを育む

子どもの養育と発達に対する第一義的な責任は家庭にあります。また、子どもの成長にとっては、学校（園）の果たす役割も非常に大きなものです。家庭と学校（園）そして地域社会を構成する全ての人々が「共育」に参加し、子ども達を包み込みながら信頼関係の下に連携・協力していくことが必要です。

現状と課題

① 転入等による子育て世代の増加に伴い、地域との関わりが薄い子育て世帯が増加し、これまで以上に家庭・地域・学校（園）の連携強化が求められています。

② 区立小・中学校には学校運営連絡会が設置されていますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に規定する学校運営協議会への移行を検討する必要があります。

③ 地域住民や保護者が参加しての学校（園）づくりを行い、地域に信頼される学校（園）としていく必要があります。

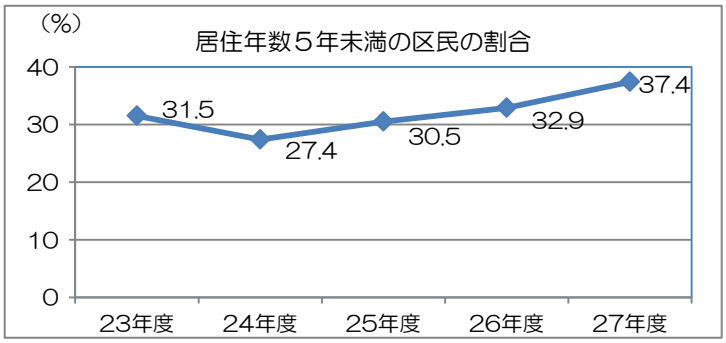

資料：「区民世論調査」

施策の方向

① 学校（園）及び教育委員会から、家庭や地域に対し、子育てや教育に関する情報発信を積極的に行い、保護者、地域との連携を強化します。

② 区立小・中学校に学校運営協議会を設置すると共に、中等教育学校に設置されている経営評議会の役割・機能を見直し、保護者や地域の学校運営への関わりを強化します。

③ 学校運営協議会、経営評議会が主体となり、保護者アンケートの実施など幅広く意見を聴取して学校評価を行い、その結果を分析・検討し、教育の改善に反映していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
学校運営協議会の設置率	20% （平成28年4月）	100% （平成31年4月）	区調査 （事業実績）

「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである学校運営協議会の設置率を施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　11　　思いやりの心、豊かな心を育てる

社会状況の急激な変化により、人と人との関わりが希薄となる中で、21世紀を生きる子ども達には他者を思いやり、自己肯定感をもち、人間関係を築くことのできる資質の育成が求められます。千代田区では、子ども達の豊かな心を育成するため、道徳教育の専門家である心の教育コーディネーターや臨床心理士等を各学校に派遣するとともに、親子を対象とした啓発事業を推進し、心の教育の充実を図っています。

現状と課題

① 本区の子どもは全国と比べて、他者への思いやりや自分を大切にすること（自尊感情）についての意識が中学3年生で低くなる傾向があります。

② 心の教育コーディネーターを各学校に派遣し、学校における道徳の時間の指導内容および指導方法の改善・工夫を図っています。

③ スクールカウンセラーと担任が連携して、人との適切な関わり方や仲間との協調などの社会性を育成する「フレンドシップ・サポート」を実施しています。

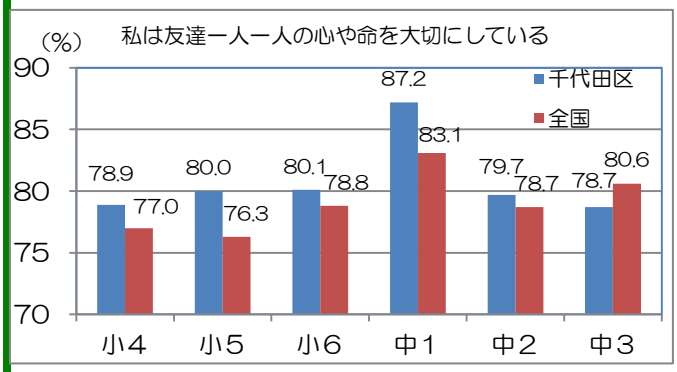

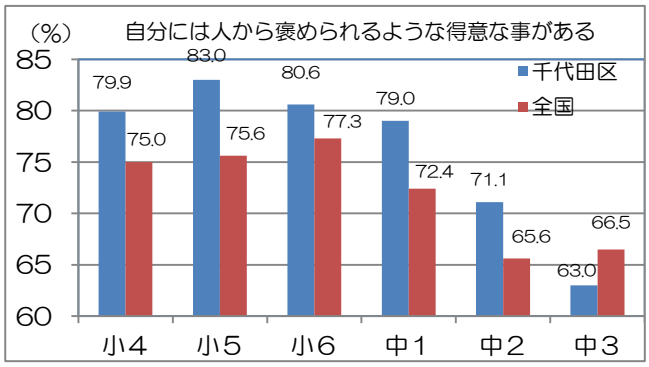

資料：「区達成度調査」（平成27年度）

施策の方向

① 新たに導入される「特別の教科 道徳」の全面実施を推進し、道徳教育の一層の充実を図り、豊かな心を育みます。

② 引き続き、各学校に心の教育コーディネーターを派遣し、道徳教育の充実を図ります。

③ スクールカウンセラーと担任が一層連携を深めるとともに、子どもがカウンセラーと面接する機会を設定するなどして子どもの悩みを傾聴し、問題の解決を図ります。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
「私は友達一人一人の心や命を大切にしている」と回答する子どもの割合	上記 （平成27年度）	全ての学年で 全国平均を上回る （毎年度）	区達成度調査

自尊感情を測る指標である「私は友達一人一人の心や命を大切にしている」と回答する子どもの割合が、全ての学年で全国平均を上回ることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　12　　いじめのない学校（園）にする

千代田区では、「いじめ防止等のための基本条例」を制定し、いじめ問題に対して総合的な対策を講じています。いじめの未然防止・早期対応への意識を子ども・教職員ともにさらに高め、いじめを見逃さない学校（園）をめざします。

現状と課題

① 本区では、「いじめ防止のための基本方針」を基に、各学校に健全育成サポートチームを設置し、いじめ防止に取り組んでいます。

② 平成27年度には、「千代田区いじめ防止等のための基本条例」を制定し、重大な事案等に対する調査委員会を発足させました。

③ 引き続き、いじめを見逃さない体制づくりに取り組んでいく必要があります。

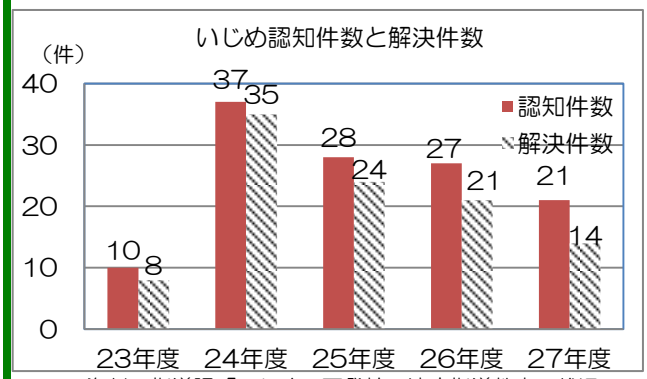

資料：指導課「いじめ、不登校、適応指導教室の状況」

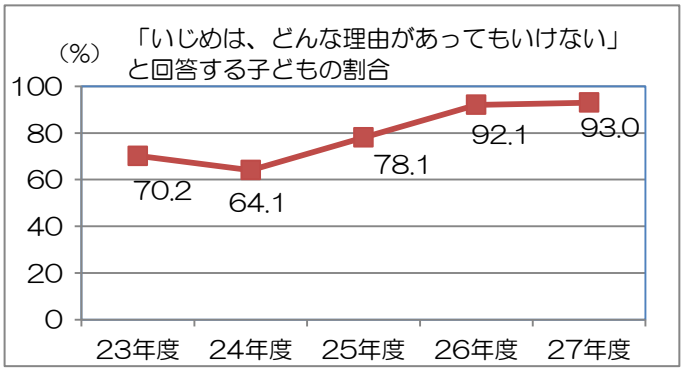

資料：「区達成度調査」

施策の方向

① 学校内外における研修の機会を充実させ、教職員がいじめの兆候を見逃さず、情報を共有し、連携して、いじめの芽を早期に摘むことのできるようにします。

② 子どもに対し、年１回以上の学校生活アンケートを実施し、子どもの学校生活に対する満足度や人間関係を分析し、より良い学級づくりに向けた指導改善を行います。

③ 授業や日常の指導を通して、子どもに「いじめは、どんな理由があってもいけない」との意識を高めていきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答する子どもの割合	93% （平成27年度）	95% （平成31年度）	区達成度調査

「いじめは、どんな理由があってもいけない」と回答する子どもの割合を増加させることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　13　各校（園）の特色ある教育活動を進める
【目標30に再掲】

歴史・伝統文化の知識や技能をもった地域住民や、専門的な知見を持った企業、教育機関等が集積する千代田区ならではの特性を生かし、これらの地域人材や専門家の協力を得て、様々な教育プログラムを展開し、子どもに21世紀の地域や社会を担う力を育むとともに、各校（園）の創意工夫を凝らした魅力と特色ある学校づくりを推進します。

現状と課題

① 本区の学校（園）は古くから、地域の方々の協力を得ながら、伝統文化を中心とした特色ある教育活動を進めてきました。

② 引き続き、伝統文化との出会いを大切にしつつ、現状の子ども達の課題解決に資する、各校（園）の特色を生かした教育活動を工夫していく必要があります。

③ 加えて、企業や官庁、大学と協力し、専門的な知見に基づくサポートを受けつつ、子どもの力を伸ばしていく必要があります。

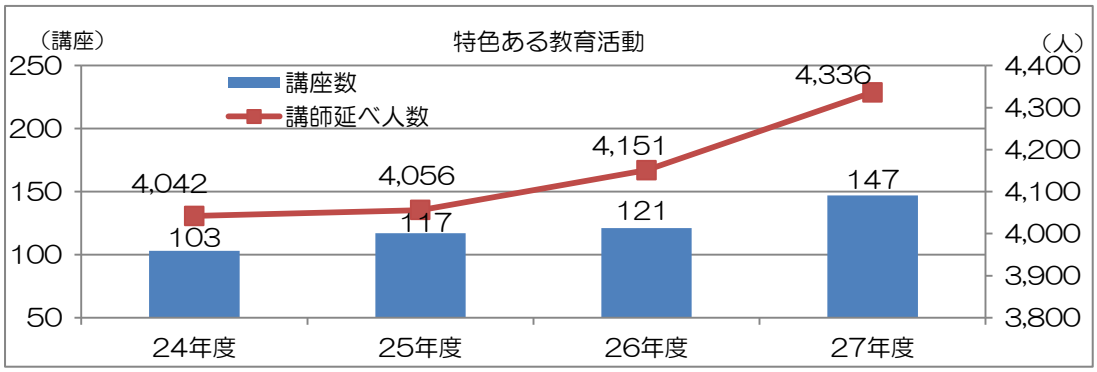

資料：指導課「特色ある教育活動」

施策の方向

① 各校（園）の創意工夫を凝らし、伝統文化を中心とした各校（園）の特色を生かした教育活動を工夫・充実していきます。

② 大学と連携して実施する「スペシャリスト連携講座」や、企業や官庁と連携して実施する「職場体験」等、地域の支援を得て、子ども達の力を伸ばします。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
特色ある教育活動に対する保護者満足度（４点満点）	3.39 （平成27年度）	3.50 （平成31年度）	事業評価

特色ある教育活動に対する保護者満足度を高めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　14　　質の高い初等教育を維持・向上させる（８校８園体制の堅持）

千代田区は、平成５年に小学校・幼稚園を８校８園に適正配置しました。近年、本区の子どもの数は増加傾向にありますが、全国的には減少が続いており、本区においてもいずれ少子化傾向に転ずることが予想されます。そこで、今後の少子化を見据え、教育課程の改善や工夫を図り、質の高い初等教育を維持・向上していきます。

現状と課題

① 平成25年には児童数が2,402人にまで減少しましたが、その後、いわゆる都心回帰現象もあり、平成26年以降は子どもの数が増加傾向にあります。

② 今後の少子化傾向を踏まえると、学級数が11学級以下の小規模校化が進み、クラスの人数は多いが単学級となる学校（多人数単学級校）が増加することが予想されます。

③ ８校８園体制における質の高い教育を維持し、向上させていくための具体的方策を検討していく必要があります。

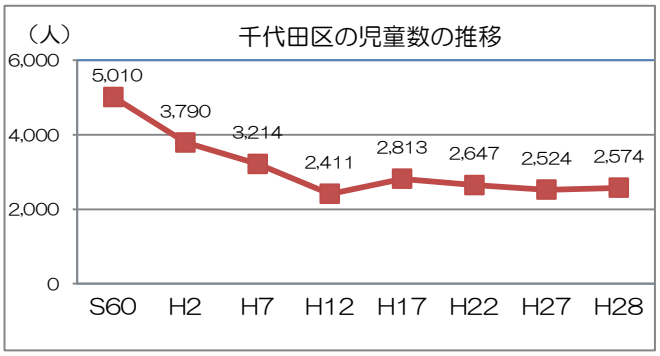

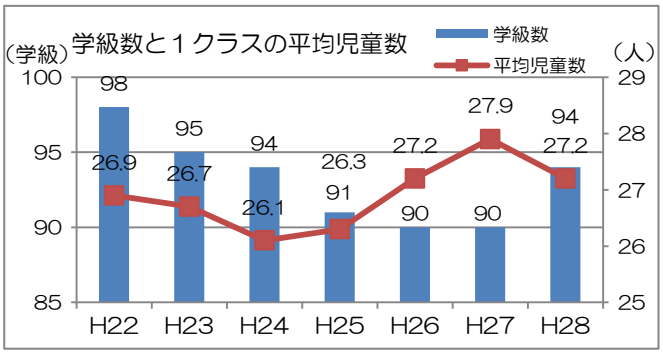

資料：学務課

施策の方向

① 異学年交流の推進や個に応じた教育効果を高める指導法の工夫など、８校８園体制の強みを生かし、互いに高め合い、認め合う授業づくりを行います。

② 社会性を涵養する機会や多様性に触れる機会の充実、カリキュラム編成の工夫など、地域の教育力等を生かし、社会に開かれた教育課程で特色ある教育活動を推進します。

③ 多人数単学級校の増加を視野に入れ、質の高い初等教育のあり方の検討を進めます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
区内在住で区立小学校に入学した子どもの割合	80.4％（平成28年度）	85％（平成31年度）	実態調査

私立学校を選択せず、区立小学校に入学する区内在住の子どもの割合を増加させ、選ばれる学校づくりを進めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　15　　中等教育の魅力を向上させる

　中学生人口の減少に伴い、千代田区では、中等教育の在り方について検討を行いました。その結果を受け、平成18年度より二つの在来型中学校と区立としては唯一の６年制の中等教育学校に適正配置しました。今後とも、在来型中学校と中等教育学校の教育の質の向上を図り、その魅力を広く周知し、生徒や保護者に選ばれる学校づくりを推進していく必要があります。

現状と課題

① 都内には多くの私立中学校があり、また通学の利便性が高い本区においては、私立中学校への進学者が多い傾向にあります。

② 在来型中学校では、私立中学校への進学状況により学級数が変動するなど、学校運営上の課題もあり、生徒や保護者に選ばれる学校づくりに取り組んでいく必要があります。

③ 中等教育学校は開校から10年が経過し、大学入試制度の改革を控え、さらなる教育の質の向上に向け、教育体制や授業内容の見直しを図っていく必要があります。

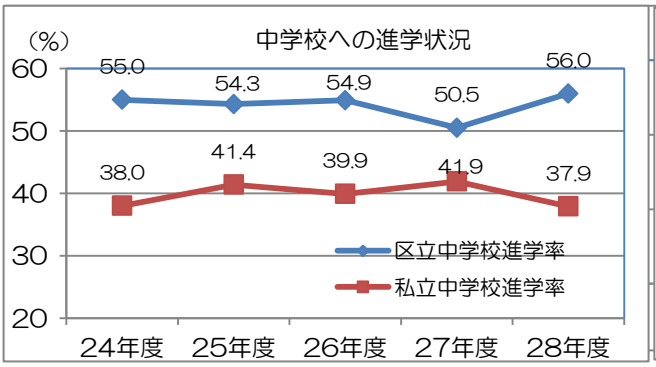

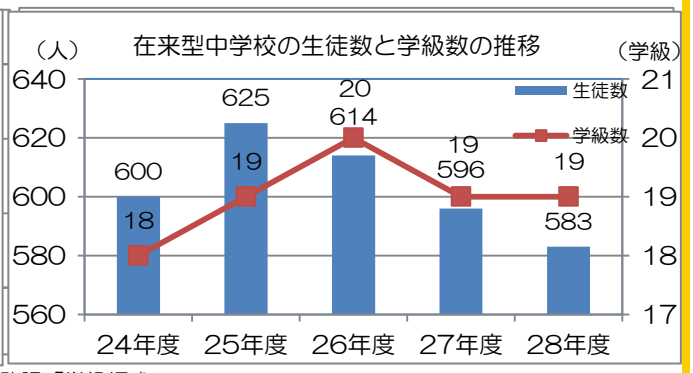

資料：学務課「学級編成」

施策の方向

① 在来型中学校２校の特色化を推進するとともに、中等教育学校を含めた３校体制の中で、本区の中等教育の質を高め、公教育の復権をめざします。

② 在来型中学校については、放課後支援の充実を図り、部活動はもとより、基礎基本や発展的な講座、英会話教室などを開設し、生徒の興味・関心を高めます。

③ 中等教育学校については、中高一貫６年制学校の特色を生かした教育体制や授業内容を見直し、入試制度改革にも対応していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
区民の区立学校進学率（区立中学校・中等教育学校）	56% （平成28年度）	60% （平成31年度）	実態調査

　私立学校を選択せず、区立中学校・中等教育学校に入学する区内在住の子どもの割合を増加させ、選ばれる学校づくりを進めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　16　　各校・園の連携を進める

子ども達は、集団生活を通して社会性を身に付けることから、より多くの関わりの場を設定することが大切です。千代田区においては、全ての小学校に幼稚園（こども園）を併設し、さらに区立・私立保育園とも連携した連合行事や、教員・保育士合同研修会を設定しています。こうした機会を十分活用して連携を深め、豊かな関わりの場を計画的に設定していく必要があります。

現状と課題

① 区内では子どもの数が微増してはいるものの、小規模校・園が多く、人との関わりが限定される傾向があり、小１プロブレムや中１ギャップの顕在化が懸念されます。

② 区立小学校には幼稚園（こども園）が併設されていますが、保育ニーズの高まりにより、保育園卒園者が幼稚園卒園者より多くなっており、保幼小の連携強化が必要です。

③ 豊かな人間関係を築くために、校・園内における様々な交流を設定するだけでなく、連合行事等を通じて区内の他の校・園との交流を深めていくことが大切です。

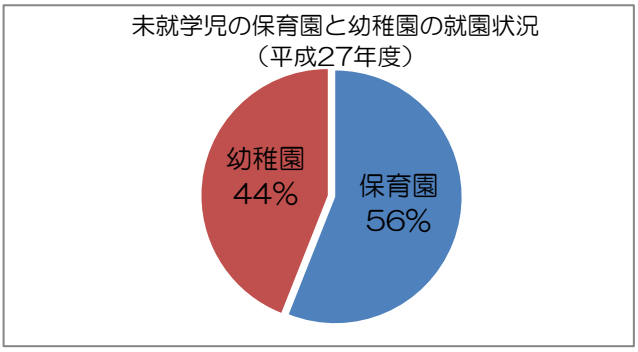

資料：子ども支援課

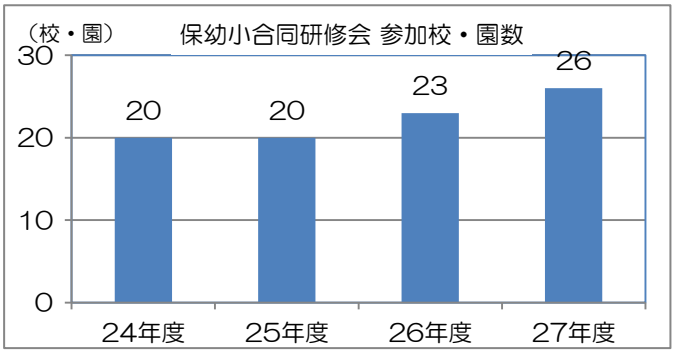

資料：指導課・子ども支援課「保幼小合同研修会」

施策の方向

① 小１プロブレムの解消に向けて、小学校と併設の幼稚園（こども園）、近隣の保育園も含めて、保幼小の連携を一段と強化します。

② 区立小学校と中学校が、中学生体験講座や出前授業、中学校紹介等の取組を積極的に行うことにより、区立小学校と区立中学校・中等教育学校との連携を強めていきます。

③ 各校・園が集まって実施する連合行事の一層の充実を図り、共通の経験を通して、千代田区の子どもとしての仲間意識を高めます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
保幼小合同研修会に対する教職員満足度（４点満点）	2.96 （平成27年度）	3.3 （平成31年度）	事業評価

教員と保育士が合同で行う保幼小合同研修会に対する教職員満足度を高めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　17　　不登校の子どもをなくす

　不登校は子ども達が将来、社会的に自立が困難になるおそれのある、大きな社会問題です。不登校の子どもは自信を失い、社会から孤立しがちになるとともに、生活の乱れも招きがちです。また、学力の習得の機会を失い、将来の進路選択が困難になるなど、深刻な課題を抱える場合が多いと指摘されています。不登校の子どもに寄り添い、学校復帰への支援のみならず、自らの進路を主体的に捉え、社会的な自立をめざすための支援を行う必要があります。

現状と課題

① 全国的に、小学校では平成11年度、中学校では平成20年度をピークに、不登校の子どもの出現率は減少傾向にあります。

② 本区においては、子どもの数が少なく個々の状況に左右されるため、年度毎の不登校の出現率(※)にばらつきがあります。平成26年度は都の平均を上回った校種もあります。

③ 近年、区として設置している適応指導教室の利用が増加していますが、学校復帰を果たした子どもは少なく、固定化する傾向があります。

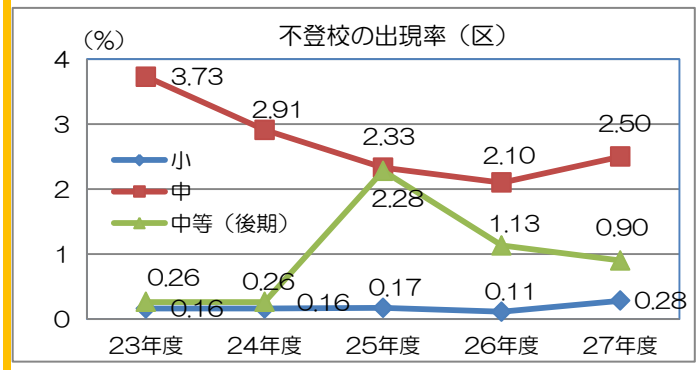

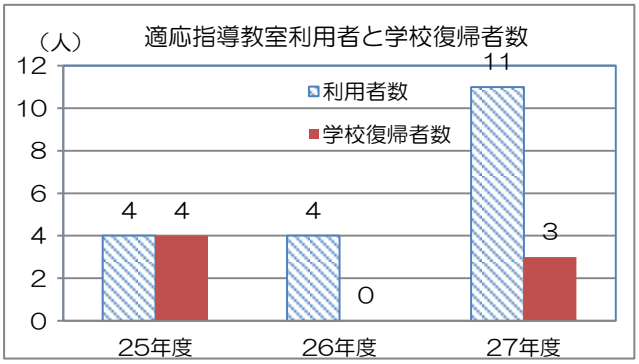

資料：指導課「いじめ、不登校、適応指導教室の状況」

※　学校全体の子どもに対する不登校者の割合

施策の方向

① 校内で子どもの登校に関する情報を共有し、スクールカウンセラー等と連携を図りながら、早期に家庭訪問をする等の対策をとり、不登校の未然防止をめざします。

② 不登校の子どもが社会的自立や学校復帰に向かうよう、教育委員会が定期的に学校訪問し、関係者と共に解決策を協議するなど、子どもに寄り添った支援に取り組みます。

③ 歳の近い大学生等を家庭へ派遣し、話し相手や相談相手等となることで信頼関係を築き、不安を取り除き、安心して登校できる体制を整備します。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
不登校の出現率	0.28（小学校） 2.50（中学校） （平成27年度）	0.1以下（小学校） 2.0以下（中学校） （毎年度）	国調査（児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

　不登校の未然防止の取組や安心して登校できる体制の整備を推進し、不登校の出現率を減少させることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　18　　特別な配慮が必要な子どもへの支援を進める

「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24年文部科学省）によると、特別な教育的支援を必要とする子どもは小・中学校合わせて6.5%であり、そのうちの93.3%が通級による指導を受けておらず、適正な指導を受けている子どもは0.44%に留まっていることが指摘されています。こうした状況を踏まえ、特別な配慮が必要な子どもへの支援を進めます。

現状と課題

① 現在、本区においては、特別支援教室の利用者は全体の1.5%程度であり、特別な教育的支援を必要としながら、支援を受けていない子どもが相当数いると推計されます。

② 平成28年度より、全区立小・中学校、中等教育学校に情緒障害の特別支援教室を開設し、拠点校の番町小学校、千代田小学校、神田一橋中学校から教員が巡回指導します。

③ 特別な配慮を必要とする子どもが適切に支援を受けられるよう、通室判定の仕組みの改善、支援員の配置、物的環境の整備を一元的に進める必要があります。

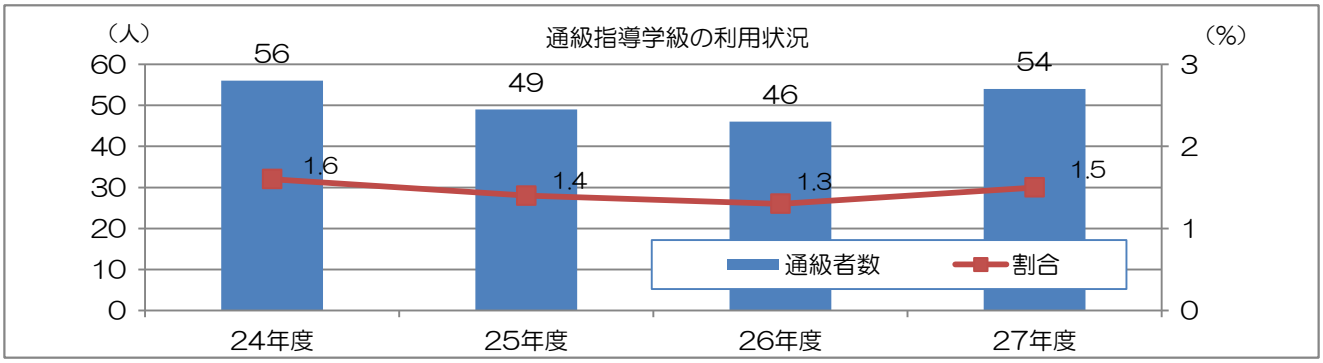

資料：学務課「学級編成」

施策の方向

① 特別な支援を要する子どもの現状を適切に把握し、必要に応じて支援員を配置するなど、一人一人のニーズにあった教育的支援及び生活支援を行える環境を整えます。

② 保健所で行う健康診査から就園・就学・就労まで一貫した支援体制を構築し、子どもの発達課題の早期発見とともに発達段階に応じた継続的かつ一元的な支援を行います。

③ 適切な支援に向けて、個別指導計画を策定し、子どもの特性等に関する情報を、就園から就労まで家庭や学校、医療等の関係機関が適切に共有する仕組みを整えます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
特別支援教室に対する保護者満足度（４点満点）	3.2 （平成28年度）	3.5 （平成31年度）	事業評価
特別支援教育指導員、学習・生活支援員に対する保護者満足度（４点満点）	3.27 （平成28年度）	3.5 （平成31年度）	事業評価

個々に応じた特別な教育的支援や生活支援を行うことにより、特別支援教室や特別支援教育指導員、学習・生活支援員に対する保護者満足度を高めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　19　　健全な食生活を実践することができる力を育てる

健康な体をつくるには、食材から栄養を摂ることが大切であり、栄養バランスや三度の食事が重要です。
食育を通して、安全な食材の選び方や組み合わせ、自分で料理を作ったりする知識と技術を身につけます。また、食物アレルギーに関する正しい理解を深めていきます。

現状と課題

① 食育リーダー・給食主任会で研修をうけた食育リーダーや給食主任が中心となって、各校で食育の実践を進めていますが、学校ごとに取組の差があります。

② 朝食を食べている子どもは多いですが、牛乳や果物、主食のみ等、バランスのとれた朝食を食べている子どもは少ない実態があります。

③ 食物アレルギーを有する子どもが増加し、また、アレルギーの原因となる食材が多岐にわたり、給食の対応が複雑になっています。

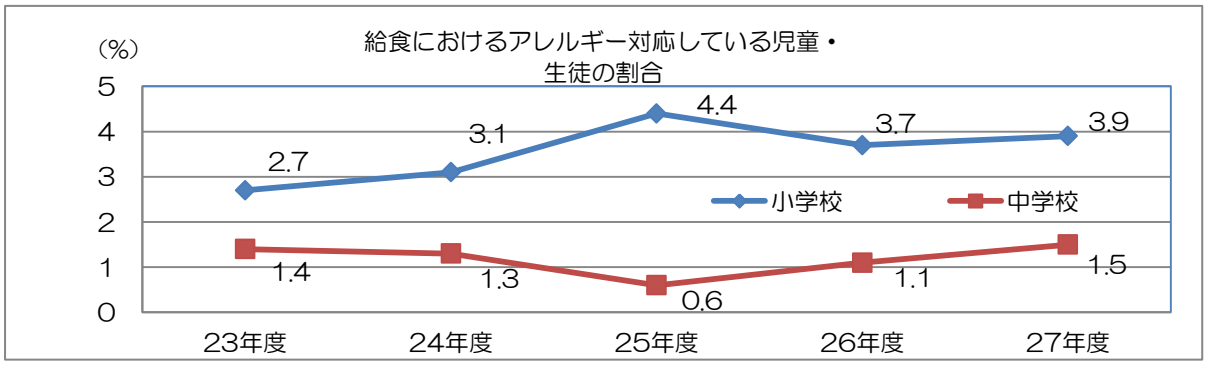

資料：学務課

施策の方向

① 学校ごとの食育についての取組の差をなくすため、すべての区立学校で食育全体計画を作成し、食の大切さ、健康を意識した食育を推進します。

② 子ども達が、安全な食材の選び方や組み合せ、自分で料理を作ったりする知識と技術を身に付けられるよう、食育を推進します。

③ アレルギー事故防止のため、献立作成時からの複数の目によるチェック体制を確立します。献立作成委員会を設置し、安全で栄養バランスのとれた標準献立を導入します。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
食育全体計画を作成している区立学校の割合	45% （平成27年度）	100% （平成31年度）	区調査 （事業実績）

すべての区立学校で質の高い食育を推進していくこととし、食育全体計画の作成状況を施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　20　　子どもに関わる教職員の資質を向上させる

子どもは日々多くの事を吸収し、成長していきます。成長を支える、子どもの保育・教育に関わる保育士や教職員もまた、成長することが求められています。教育公務員特例法第21条には、「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とされており、その資質を向上させていくことが必要です。

現状と課題

① 教育委員会では、全ての学校・園に勤務する教職員や保育士の資質向上に向けて、東京都や国と協力し、様々な形で通所研修を実施しています。

② 各校・園におけるＯＪＴ研修を支援し、また、校園長の要請に応じた指導主事や教育研究専門員等の学校への派遣による教職員等への直接指導を行っています。

③ 各校・園の教職員等の研修の実施状況や、資質の向上・改善状況を把握する為、年１回以上の訪問指導を行っています。また、私立保育所への巡回指導等にも努めています。

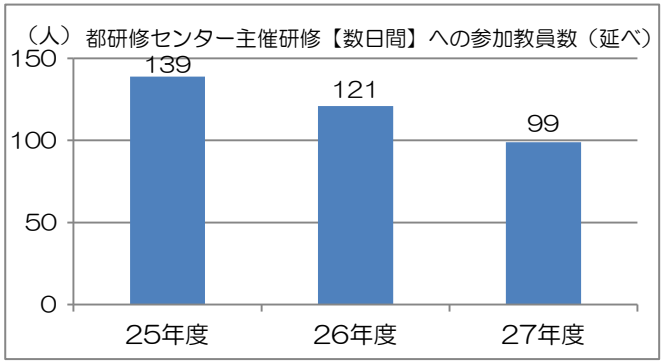

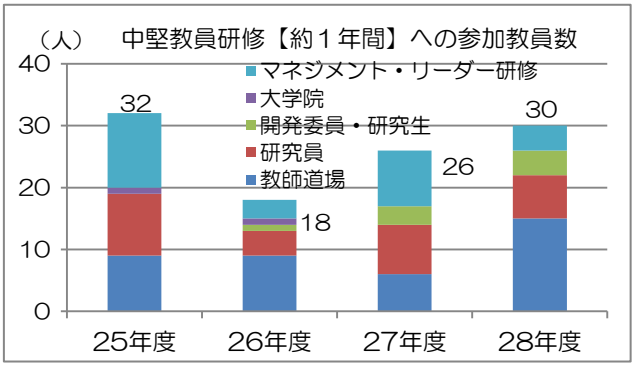

資料：指導課

施策の方向

① 教育委員会による研修会を充実するとともに、東京都や関係機関の研修受講を奨励し、すべての教職員に対して、年１回以上の研修が実施できるようにします。

② ＯＪＴ研修のよい取組事例を紹介し、各校・園におけるＯＪＴ研修が効果的に行われるようにします。

③ 引き続き、教育委員会による年１回以上の訪問指導を実施し、指導改善を行います。また、専門家による私立保育所への巡回指導等も強化していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
―	―	―	―

教職員の資質の向上に向け、様々な形での研修の実施や、訪問指導・私立保育所への巡回指導等を継続して行っていくこととし、具体的な施策の進捗度を測るものさしは設定しないこととしました。

目標　21　　今日的な教育課題に対応した質の高い教育施設の整備を進める

千代田区は、平成27年国勢調査で市区町村の中で全国一の人口増加率となりました。なかでも、就学前人口の増加は顕著であり、小学校の学級増に向けた対応が喫緊の課題となっています。同時に、老朽化した教育施設の改築整備を計画的に進める必要があり、施設整備にあたっては、今日的な教育課題に対応できる良好な教育環境を確保していく必要があります。

現状と課題

① 築30年が経過する３小学校は、設備面等の老朽化が進んでいることから、改築又は大規模改修の基本方針・構想を早急に固め、計画的に整備していく必要があります。

② 平成以降に改築整備を行った小学校においても、児童数の増加が顕著となっている地域があり、普通教室などが不足する可能性があります。

③ 少人数学級や多展開授業などの今日的な教育課題への対応、幼稚園の保育室や学校内学童保育室（アフタースクール）など、新たな需要への対応が求められています。

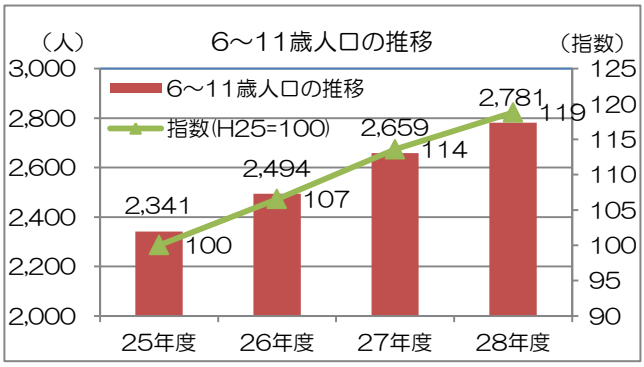

資料：「住民基本台帳」（各年度4月1日現在）

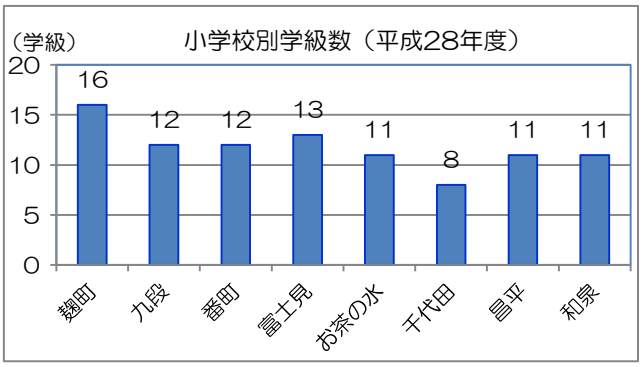

資料：子ども施設課

施策の方向

① お茶の水小学校、和泉小学校、番町小学校について計画的に改築整備（改修）を進めていくため、地域協議会を設置し、整備の基本構想を策定します。

② 児童数増が顕著である麹町小学校、富士見小学校等については、就学人口の適切な推計に基づき、普通教室等の計画的な改修・整備を行っていきます。

③ 施設の改築整備（改修）にあたっては、少人数学級や多展開授業などの今日的な教育課題や、学校内学童保育室の需要増などにも柔軟に対応していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
改築整備の基本構想を策定した小学校数	0校 （平成28年４月）	2校※ （平成31年４月）	区調査（事業実績） ※目標値２校は、お茶の水小と和泉小を想定

計画期間内に改築整備が見込まれる学校についての改築整備の基本構想策定を施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　22　　ＩＣＴを教育の様々な場面で活用する

千代田区では、平成26年度に全区立小・中学校、中等教育学校にタブレットＰＣを、普通教室にプロジェクターを配置しました。教員とＩＣＴ支援員が協力し、デジタル教科書や学習コンテンツを授業で活用できるようになりました。今後はこれらのＩＣＴ環境を生かし、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）への効果的な活用を推進します。

現状と課題

① ＩＣＴ機器の活用により、学習への意欲・関心が向上することが分かってきましたが、それ以外の学力の向上についてはまだ十分な検証が進められていません。

② 教材提示や個別学習には活用されるようになりましたが、アクティブ・ラーニングへの活用には差があります。

③ 他地区から異動してきた教員もICTを効果的に活用できるように、継続的に研修体制を整えることが必要です。

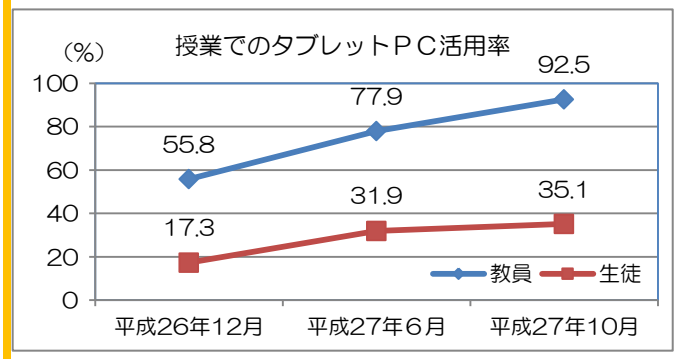

資料：情報教育推進校　神田一橋中学校

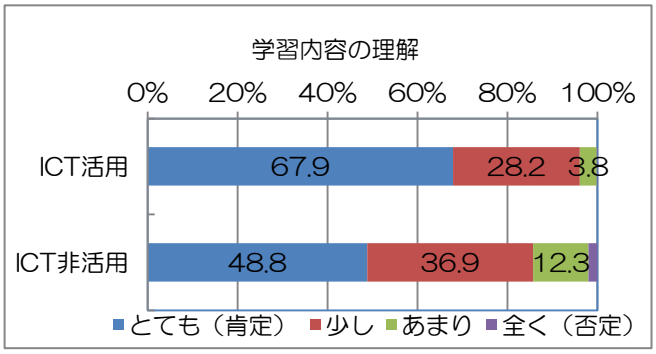

資料：区教育課題研「ICT機器活用の効果に関する調査」（平成27年度）

施策の方向

① 教員の指導力を向上させ、ＩＣＴの活用率を向上する必要があります。

② 情報教育推進校である神田一橋中学校での先進的な取組を、広く区内学校に還元して、ＩＣＴのアクティブ・ラーニングへの活用を進めていきます。

③ 教育委員会が主催する夏季研修や、ＩＣＴ支援員を活用した各校のニーズに合わせた校内研修会を充実させ、指導力の向上を図ります。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
授業におけるＩＣＴ機器活用率	28.3%（小学校） 44.7%（中学校） （平成28年度）	35%（小学校） 50%（中学校） （平成31年度）	区調査 （事業実績）

授業におけるＩＣＴ機器の活用率を高めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　23　　基礎・基本を着実に定着させる

学校は、生きていくために必要な知識や技能について集団で学ぶ場です。学びの場は有益で、また楽しいものでなくてはなりません。そのためには、１時間１時間の授業が「分かる」ことが必要です。子ども達が「分かる」を繰り返し、着実に基礎・基本を身に付けることができるよう、学校と家庭が連携して取り組んでいくことが重要です。

現状と課題

① 毎年度実施している達成度調査（学力調査）では、本区の子どもの学力は、全国の平均を上回っています。

② しかし、中学校の理科等、教科によっては全国の達成率を下回っているものもあります。

③ 調査結果の分析を踏まえ、指導形態を工夫するとともに、指導法の改善に取り組み、基礎・基本の着実な定着に取り組む必要があります。

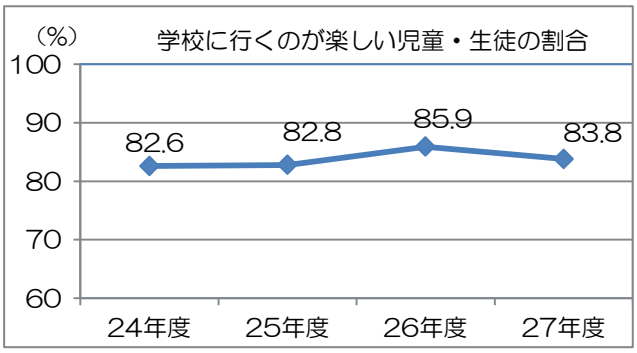

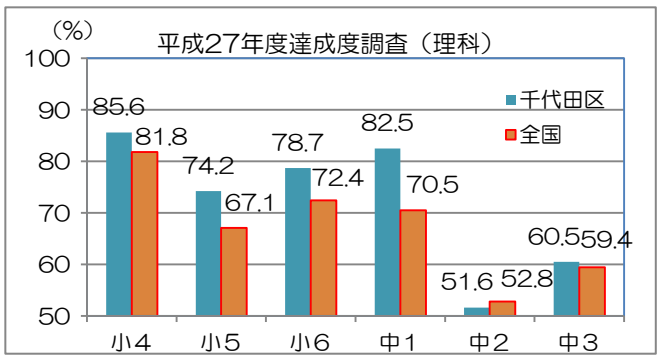

資料：「区達成度調査」

施策の方向

① 都費に加え、区費講師の加配による少人数指導や習熟度別指導を実施し、きめ細かな指導による基礎学力の定着をめざします。

② 各学校において、調査結果を学年別・教科別に丁寧に分析し、指導法の工夫・改善を図り、学ぶことが楽しいと思える学校づくりを推進します。

③ 学校と放課後子ども教室（学び）や放課後学習教室が十分連携を図り、子どもが弱点を克服し、分かる楽しさを味わうことが出来るようプログラムを工夫します。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
達成度調査で各教科の目標値を超えた子どもの割合	82.8% （平成28年度）	85% （平成31年度）	区達成度調査

基礎・基本の着実な定着を図り、達成度調査における各教科の目標値を超えた子どもの割合を増加させることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　24　　子どもの運動能力を向上させる

子どもの時期に活発な身体活動を行うことは、成長･発達に必要な体力を高めることはもとより、運動･スポーツに親しむ身体的能力の基礎を養い、病気から身体を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことにつながります。「よく食べ、よく動き、よく眠る」という健康3原則を踏まえた基本的な生活習慣を身に付けることが重要です。

現状と課題

① 全国体力・運動能力調査の結果では、本区の小学校の子どもはおおよそ、全国・東京都並みの体力であるといえます。

② しかし、中学校、中等教育学校では、男子は９種目中７種目が、女子は９種目中６種目が全国又は都の平均を下回っています。

③ 運動系の部活動などに入っていない子どもを含め、運動に親しみ、運動時間の確保に向けた取組を行うなど、全校的な体力向上に取り組む必要があります。

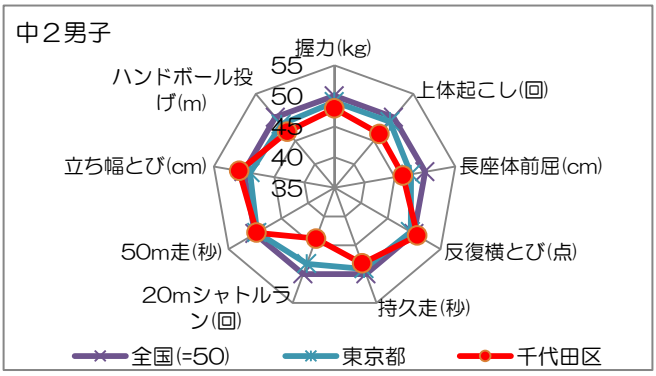

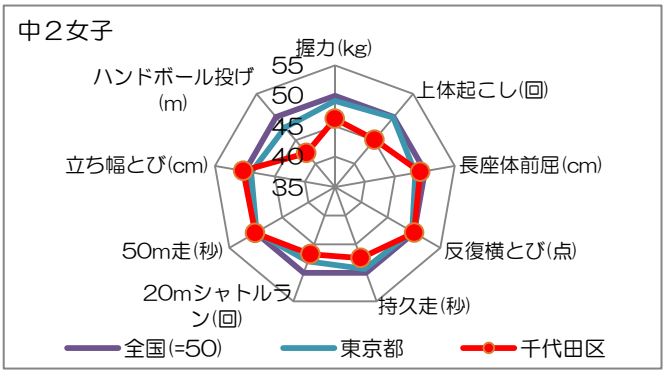

資料：文部科学省「体力・運動能力調査」（平成27年度）

施策の方向

① 中学2年生男子は持久力、中学２年生女子は投力に課題があります。各校（園）の課題を明確化し、学校（園）ごとの目標値を挙げて、運動能力の向上に取り組みます。

② 体育教員の指導力を生かすとともに、地域人材や専門家を活用して、運動習慣を身に付けさせる取組を行います。

③ 中学校では、従来の部活動だけではなく、ダンスやフットサルといった子どもの興味関心の高いスポーツを部活動化するなどし、運動系部活動の加入率を向上させます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
都平均を上回っている運動能力調査の種目数	男子２種目／９種目 女子３種目／９種目 （平成27年度）	男子９種目／９種目 女子９種目／９種目 （平成31年度）	国調査（体力・運動能力調査／中学３年生）

運動能力調査における全ての種目で都平均を上回ることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　25　　グローバル化を見据えた国際社会で活躍できる人材を育てる

　グローバル化が一層進展する社会において、子ども達は生きていかなくてはなりません。この社会の変革に対応し、国際社会で活躍できる人材の育成が求められています。そのために、世界共通語である英語によるコミュニケーション力を高め、外国人と主体的に関わる力を育むとともに、異文化や自国文化に対する理解を深める教育を推進する必要があります。

現状と課題

① 幼稚園や保育園、小学校、中学校に、ＡＬＴ（外国語指導助手）を派遣し、幼児期から英語に触れ、異文化に親しむ機会を設定しています。

② 平成32年度の学習指導要領改訂に伴う外国語教育の拡充に向けて、実践的に英語に親しむ機会を充実する必要があります。

③ 子どもが自らの英語力を確認し、意欲的に学習に取り組むための手だてを工夫したり、海外の生徒と交流する機会の充実を図る必要があります。

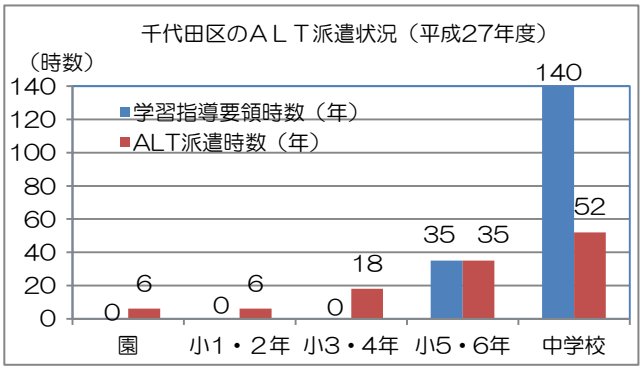

資料：指導課

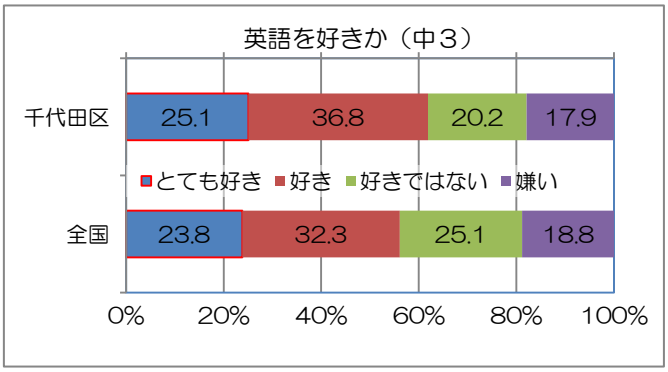

資料：文部科学省「平成27年度英語教育改善のための英語力調査」「区達成度調査」（平成27年度）

施策の方向

① 学習指導要領の改訂に向けて、ＡＬＴの派遣を増やします。さらに、子どもが授業外に英語に触れる取組を工夫することで、効果的に英語に触れる機会を拡充します。

② 英語検定の費用を公費で負担することで、子どもが自らの英語力を確認し、目標をもって学習に取り組むことができるようにします。

③ 子どもを海外へ派遣し、学校や家庭生活を体験したり、外国人生徒を家庭に受け入れる体験を通し、日本や異文化に対する理解を深め、外国の人々と関わる力を育成します。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
中学３年までに英検３級に合格した生徒の割合	58.5% （平成27年度）	80% （平成31年度）	区調査（事業実績） ※国はH27年度に50%、都は30.2%を目標

　異文化や自国文化に対する理解を深めることが重要ですが、英語に親しむことにより、中学３年までに英検３級に合格する生徒の割合を増やすことを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　26　2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める【目標31に再掲】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、ボランティアマインドなどを育む「心の教育」、障害者理解などを進める「共生社会」、運動やスポーツに親しむ「スポーツ志向」、日本人としての自覚や誇りを培う「伝統文化」、豊かな国際感覚を育む「国際教育」の五つを視点としたオリンピック・パラリンピック教育を区立全校（園）で進めます。

現状と課題

① 区立１校を研究協力校として指定し、その成果を区立全校（園）で共有しつつ、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて年間指導計画の作成に着手しました。

② 東京都の取組と連携し、オリンピアン・パラリンピアンとの交流や、区内の大使館などとの交流をさらに進めていく必要があります。

③ オリンピック・パラリンピックを契機として、地域に愛着と誇りをもって外国の方々に本区の魅力を伝えることができる子どもを育てる必要があります。

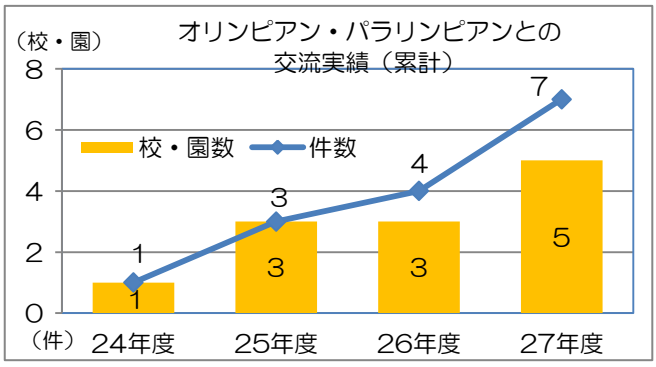

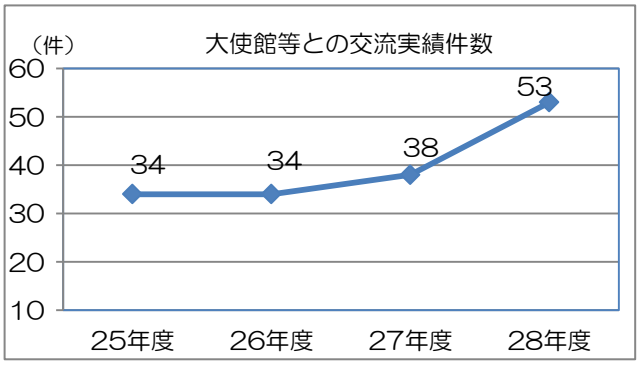

資料：指導課

施策の方向

① 区立全校（園）でオリンピック・パラリンピック教育の年間指導計画を作成し、学校間の取組の差を是正していきます。

② 区立全校（園）が、オリンピアン等との交流や大使館等との交流を図り、オリンピック・パラリンピックについての正しい認識や学びを深めていきます。

③ 本区の歴史や文化を紹介する小冊子を作成し、それを活用して子ども達が本区の魅力について学び、また紹介できるよう指導していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
オリンピック・パラリンピック教育の年間指導計画作成	１校・園 （平成27年度末）	19校・園 （平成31年度末）	区調査 （事業実績）

2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、各校・園がオリンピック・パラリンピック教育に計画的に取り組むこととし、年間指導計画の作成状況を施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　27　　社会の変化に対応できる思考力・判断力を身に付けさせる

ＩＣＴの進展により、何を知っているかだけでなく、情報を適切に収集し、活用する思考力・判断力が問われています。そこで、自ら考え判断する力を培うために、アクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学び）を取り入れるとともに、防災教育や環境教育、キャリア教育等新たな教育課題に対応する必要があります。

現状と課題

① 本区においても、次期学習指導要領の重要なキーワードである「アクティブ・ラーニング」が取り入れられていますが、さらなる取組が求められています。

② 自ら考え判断する力を培うために、日々の授業の中で、子ども達に考えさせ、話し合わせ、判断させる活動を設定する必要があります。

③ 新たな教育課題として、例えば防災教育は、各校（園）において取り組んでいるものの、地域社会の一員としての内発的な動機付けが十分でない面があります。

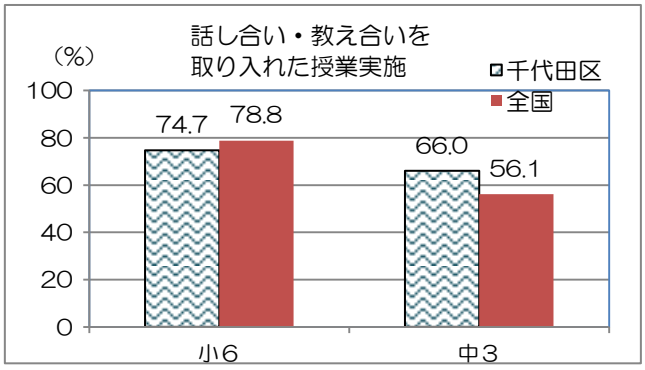

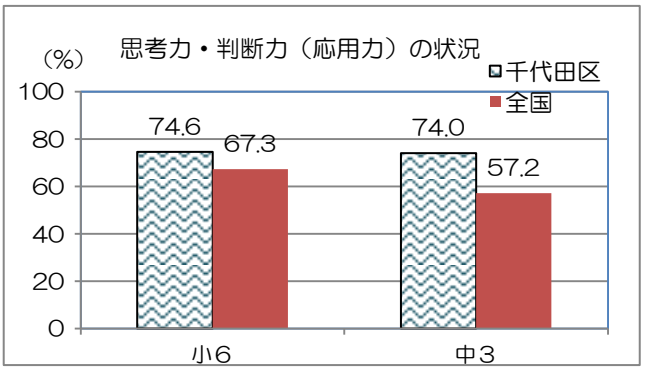

資料：「区達成度調査」（平成28年度）

施策の方向

① 子ども達に自ら考え判断する力を培うために、日々の授業において、できる限り子ども同士が話し合ったり、教え合ったりする場面を意図的に設定していきます。

② 自ら課題を発見し、課題に応じて情報を収集・整理・分析して話し合い、課題解決への道筋を見つけ出す探究的な学習を進めます。

③ 新たな教育課題である防災教育においては、災害発生時等に地域社会に貢献できる人材育成に向け、地域や警察・消防、自治会等と連携した取組を進めます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
総合的な学習の時間での探究的な学習活動の実施	小５　78.8% 中２　70.2% （平成27年度）	小５　85% 中２　80% （平成31年度）	国調査（全国学力・学習状況調査）

日々の授業の中で思考力・判断力を養うよう、総合的な学習の時間での探究的な学習活動の実施割合を増やすことを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　28　　情報に関する正しい知識を身に付けさせる

現代社会において、ＩＣＴ機器の活用能力は必要不可欠です。そのためには、家庭と連携して、子ども達にＩＣＴ機器の適切な活用や情報の発信についての正しい知識を身に付けさせることが必要です。また、学校のみならず、家庭におけるスマートフォン・携帯電話でのＳＮＳ（※）利用のルール作りなどを支援していく必要があります。

※ソーシャル・ネットワーキング・サービス：人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス

現状と課題

① ＳＮＳで子どもが悪口を書かれたり、仲間はずれにされたり、コミュニティサイト等で被害を受ける事例が増えています。

② 子ども達が被害者や加害者になることを防ぐためには、学校での情報モラル教育と並行して、家庭において、スマートフォン等の使用ルールを決めることが重要です。

③ 平成26年度の東京都の調査では、小学校３年生以上では、６割以上の子どもがスマートフォンを使用していますが、使用ルールを決めている家庭は半数に達していません。

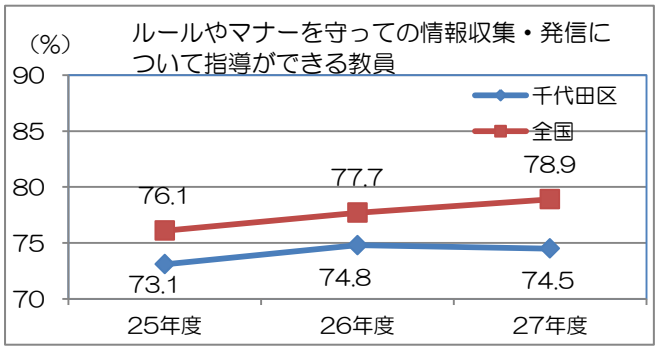

資料：文部科学省「教育の情報化に関する実態等に関する調査」

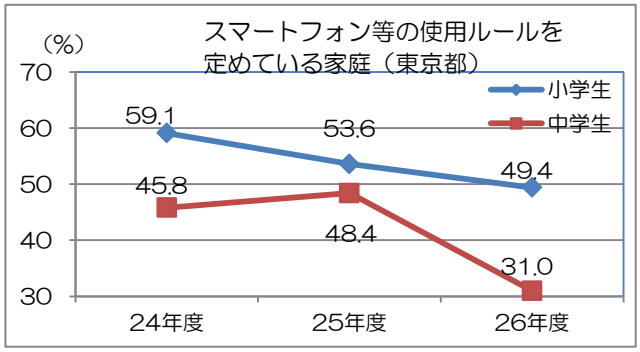

資料：東京都「インターネット・携帯電話利用に関する実態調査報告書」

施策の方向

① ＩＣＴ支援員を各校へ派遣し、教員研修の充実を図り、ＩＣＴ機器を活用した授業の実施を通してＩＣＴ機器の適切な利用法を指導します。

② 区立各小・中学校、中等教育学校において企業等の専門家を招聘し、親子で学ぶ「情報モラル」を実施します。

③ 加えて、家庭でのルールづくりの重要性の周知を図り、「ＳＮＳわが家ルール」の作成支援を通して、子どものＳＮＳの適切な利用を推進していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
ＳＮＳルールを策定している家庭の割合	55%（小学４年～６年生） 68.5%（中学生） （平成28年度）	80% （平成31年度）	区達成度調査

子どものＳＮＳの適正な利用が大きな課題となっており、ＳＮＳ利用のルールを策定している家庭の割合を増やすことを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　29　　子どもの読書活動を活性化させる

国立青少年教育振興機構が実施した調査結果では、特に就学前から小学校低学年の読書活動と、成人の「文化的作法・教養」との関係が強い傾向にありました。その他、「社会性」「自己肯定」「意欲・関心」「市民性」「論理的思考」等において、成人の意識・能力が高いことが明らかとなりました。豊かな人生を送るために、子どもの読書活動を活性化させていく必要があります。

現状と課題

① 本区の小学生の約９割、中学生の約８割が読書が「好き」「どちらかというと好き」と答えており、読書好きな傾向が見られます。

② しかしながら、本を読む頻度は、小学生の約７割が週３～５日以上と答えているのに対し、中学生では約５割に低下し、学年が上がるにつれて割合が下がる傾向にあります。

③ 特に、学校図書館の利用頻度は、中学生では「ほとんど利用しない・利用しない」との回答が５割を超えており、中学校図書館の利用促進が課題となっています。

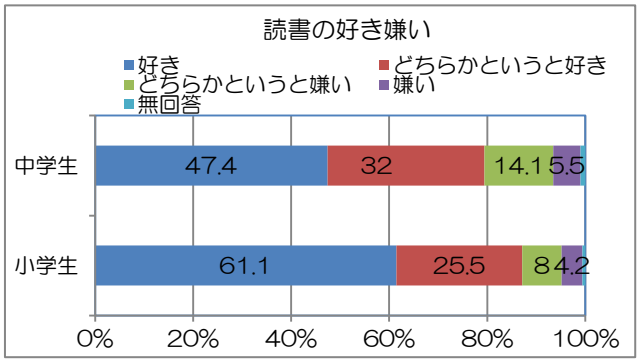

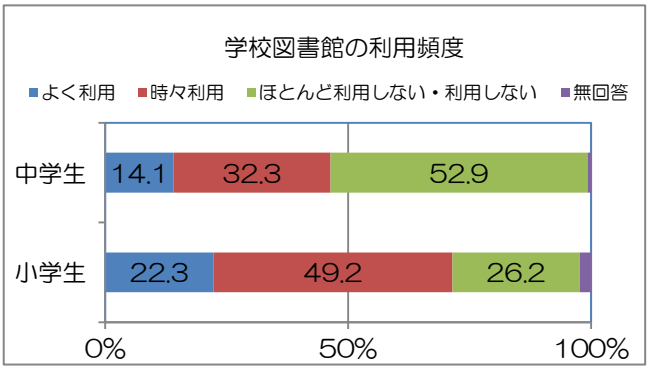

資料：「千代田区 子ども読書調査」（平成27年度）

施策の方向

① 「千代田区子ども読書活動推進計画」に基づき、千代田図書館から図書館司書を学校へ週３日、保育園などの子ども施設に月２日派遣して、読書活動を推進していきます。

② 学校図書館の蔵書構成にあたっては、学校派遣図書館司書からの計画的な図書の収集と廃棄提案により、魅力ある蔵書構築を推進します。

③ 学校図書館を積極的に利用し、学校図書館を活用した取組を充実させるなど、子どもの読書率の向上を図るための取組を行います。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
子どもの１人当たりの貸出冊数	小学生18.3冊 中学生8.2冊 （平成24年度）	小学生20冊 中学生10冊 （平成31年度）	区調査 （事業実績）

学校図書館の利用促進が課題となっており、子どもの１人当たりの貸出冊数増加を施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　30　各校（園）の特色ある教育活動を進める
【目標13の再掲】

歴史・伝統文化の知識や技能をもった地域住民や、専門的な知見を持った企業、教育機関等が集積する千代田区ならではの特性を生かし、これらの地域人材や専門家の協力を得て、様々な教育プログラムを展開し、子どもに21世紀の地域や社会を担う力を育むとともに、各校（園）の創意工夫を凝らした魅力と特色ある学校づくりを推進します。

現状と課題

① 本区の学校（園）は古くから、地域の方々の協力を得ながら、伝統文化を中心とした特色ある教育活動を進めてきました。

② 引き続き、伝統文化との出会いを大切にしつつ、現状の子ども達の課題解決に資する、各校（園）の特色を生かした教育活動を工夫していく必要があります。

③ 加えて、企業や官庁、大学と協力し、専門的な知見に基づくサポートを受けつつ、子どもの力を伸ばしていく必要があります。

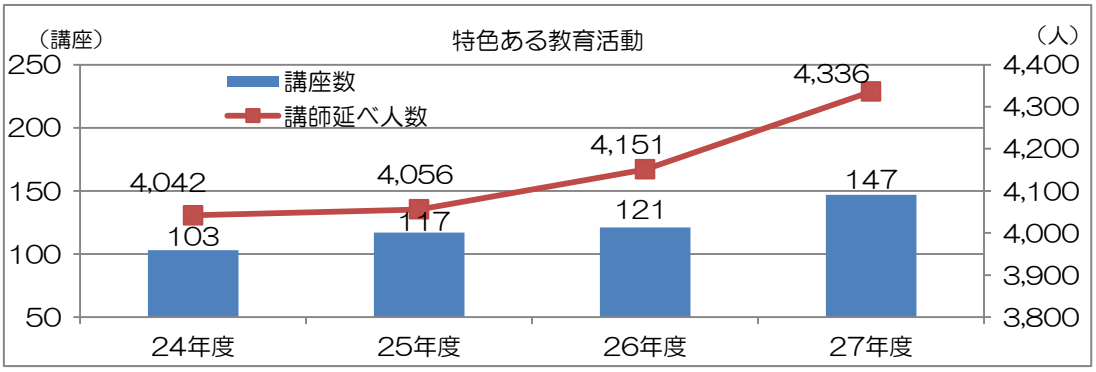

資料：指導課「特色ある教育活動」

施策の方向

① 各校（園）の創意工夫を凝らし、伝統文化を中心とした各校（園）の特色を生かした教育活動を工夫・充実していきます。

② 大学と連携して実施する「スペシャリスト連携講座」や、企業や官庁と連携して実施する「職場体験」等、地域の支援を得て、子ども達の力を伸ばします。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
特色ある教育活動に対する保護者満足度（４点満点）	3.39 （平成27年度）	3.50 （平成31年度）	事業評価

特色ある教育活動に対する保護者満足度を高めることを施策の進捗度を測るものさしとしました。

目標　31　2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした教育を進める【目標26の再掲】

東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機として、ボランティアマインドなどを育む「心の教育」、障害者理解などを進める「共生社会」、運動やスポーツに親しむ「スポーツ志向」、日本人としての自覚や誇りを培う「伝統文化」、豊かな国際感覚を育む「国際教育」の五つを視点としたオリンピック・パラリンピック教育を区立全校（園）で進めます。

現状と課題

① 区立１校を研究協力校として指定し、その成果を区立全校（園）で共有しつつ、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けて年間指導計画の作成に着手しました。

② 東京都の取組と連携し、オリンピアン・パラリンピアンとの交流や、区内の大使館などとの交流をさらに進めていく必要があります。

③ オリンピック・パラリンピックを契機として、地域に愛着と誇りをもって外国の方々に本区の魅力を伝えることができる子どもを育てる必要があります。

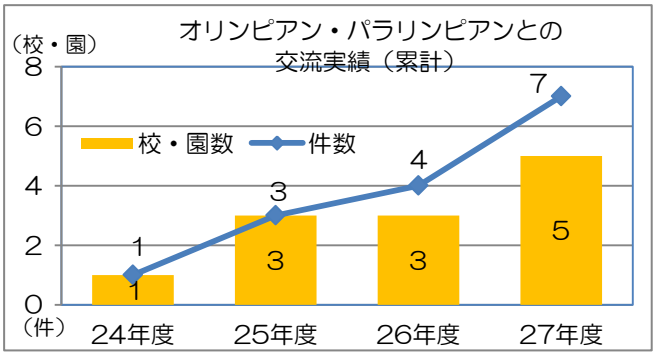

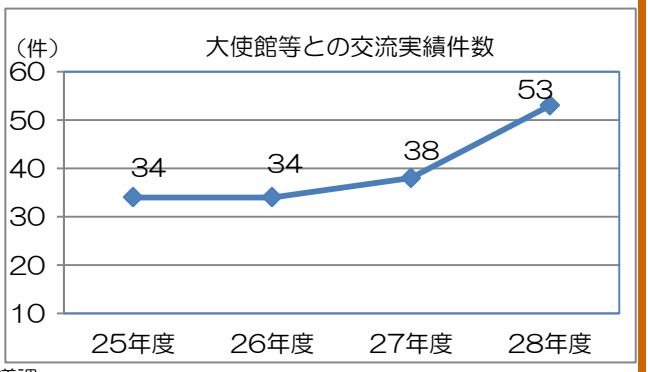

資料：指導課

施策の方向

① 区立全校（園）でオリンピック・パラリンピック教育の年間指導計画を作成し、学校間の取組の差を是正していきます。

② 区立全校（園）が、オリンピアン等との交流や大使館等との交流を図り、オリンピック・パラリンピックについての正しい認識や学びを深めていきます。

③ 本区の歴史や文化を紹介する小冊子を作成し、それを活用して子ども達が本区の魅力について学び、また紹介できるよう指導していきます。

施策の指標とその考え方

指標	現状値	目標値	数値取得方法
オリンピック・パラリンピック教育の年間指導計画作成	１校・園 （平成27年度末）	19校・園 （平成31年度末）	区調査 （事業実績）

2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、各校・園がオリンピック・パラリンピック教育に計画的に取り組むこととし、年間指導計画の作成状況を施策の進捗度を測るものさしとしました。